

第七十一回国会 参議院 商工委員会 會議録 第二十六号

昭和四十八年九月十八日(火曜日)
午前十時十八分開会

出席者は左のとおり。

委員長 佐田 一郎君
理事 御木 孝弘君
若林 正武君
大矢 正君
藤井 恒男君

委員

国務大臣

通商産業大臣

政府委員

通商産業政務次官

通商産業省産業政策局長

中小企業庁長官

中小企業庁次長

事務局側

常任委員会専門員

説明員

法務省刑事局参事官

労働省労働基準局賃金福祉部長 大坪健一郎君

本日の会議に付した案件

○中小企業者の範囲の改定等のための中小企業基本法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(佐田一郎君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

中小企業者の範囲の改定等のための中小企業基本法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○中山昭範君 それでは、きょうは中小企業基本法の一部改正案に対して二、三質問したいと思います。

中小企業基本法が制定されてから満十年を迎えるわけですが、この間、わが国の経済の歩みの中で中小企業が果たした役割りというのは非常に大きいものがあると思います。しかし、現在の中小企業の立場というものを考えてみますと、何といえますか、その置かれております環境というものは非常にきびしいものがあります。そこで私は、きょうはこの基本法の改正にあたりまして二、三質問をしたいのでありますが、まず初めに、この中小企業関係の予算の問題についてちょっとお伺いしておきたいのであります。本年度の予算をとってみても、中小企業関係予算は、大体八百二億円というように私の手元の数字によりましておりましたが、この予算のいわれる一般会計に占める割合からいいますと、全体の二%にもなりません、非常に少ないんじゃないか、こういうぐあいに思っています。そこで、中小企業者の数あるいはそこで働いている人たちの従業員の数、あるいは中小企業の占めるそ

の重要性等から考えましても、この中小企業関係予算があまりに少ないんじゃないかということに初めて思ふわけですが、要するに、もともと中小企業関係の予算を大幅にふやして、そして、中小企業関係の施策というものをひとつと充実していくべきじゃないかと思うんですが、こういう点についてはどうお考えでしょうか。

○国務大臣(中曾根康弘君) お示しのとおり、中小企業関係の予算は必ずしも十分でないと反省しております。特に、きめのこまかい改善指導、経営指導等をするという面がまだ非常に微弱であると思います。農業関係の改良普及制度等と見ますと、中小企業は農業よりもさらに千差万別、あらゆる職種がありまして、しかもむずかしい要素があるわけでございます。そういう零細関係の中小企業者に親切な経営指導、あるいは税務の指導等をやってあげていくという面から見ると、はなはだ微弱な状態であると思います。その点が一番重要なポイントではないかと思ひます。そういう意味からも経営に関する指導員、税務の指導員、その他情報関係の伝達、あるいはそういう零細関係の集団的な共同的な企業体系、そういうような問題について思い切った人員と予算の増強を次にやらなければいけないだろうと思ひますし、それから、中小企業関係が海外へ行く場合のめんどろを見ることにつきましても、従来、大企業が基金とか輸銀とかいろいろなものをおバックに行つたことを見ますと、大企業と同じ系列でなかなか出られない要素もあると思ひまして、そういう点についても格段の措置をしてあげなければならぬと思ひます。

それから、税制につきましては、先般事業主報酬制度を創設し、また、事業税につきましてもかなりの減税をいたしました。しかし、やはり零細中小企業の税の煩瑣にたえないというところがまだ非常にあると思ひます。中小企業の中には、な

るほど収入はあるけれども、税務署にとにかく言われたり、税務署へ行つてつつかれるのはいやだというところもあるわけですが、また実際、八百屋さんや食料品の奥さん方が一々税務、あるいはだんなさんが記帳したりなんかするということは、毎日激しい労働をしている中でむずかしい点もありまして、そういう点についてもっと思いやりのある政策をやつていかなければならぬ時代に来ている。そう思ひまして、税務の点につきましても、単に控除を上げるとか何とかというところでなしに、もっと実情に即した指導をやり、改革をやつていく必要がある、そういうふうに思ひわけでございませう。

○中山昭範君 大臣確かにいま大臣おっしゃつたような指導員の問題、税金の問題、それからあるいは海外投資の問題等を含めまして、非常に私は重要な問題であると思ひますし、当然力を入れていただきたいと思ひます。ところが、初めの質問の要旨としましては、特に中小企業関係の予算が少くない、要するに、ことしの予算で八百二億ですが、こういうふうな総体的に考えましても予算が少くないから、この辺のところからまず何とかしていかぬといかぬのと違ふかと、こういう点を初めにお伺いをしたわけでありますが、この辺のところはどうなんですか。

○国務大臣(中曾根康弘君) つまり、いま私が申し上げましたような事業をやろうとしますと、当然予算がふくらんでくるわけでございませう。いろいろ人間をふやすにしても、資金の手当てをしてやるにしても、今度の零細経営改善資金にしましては三百億円の予算ですが、二千億くらいにふやしてあげたい、そういうこともございまして、中小企業関係の予算についても、これを拡大するよう努力していくつもりであります。

たが、それじゃ、先ほどお話がございましたように、中小企業の海外進出という問題等につきましても、非常にむずかしい条件等があります。そこで、中小企業を取り巻く環境といえますものは非常に複雑で、非常に苦しい状況に実際あるわけですね。たとえば対外的に考えてみても、これから円の高騰という問題がございまして、国際化への適応という問題がございまして、国内の問題といたしまして、いわゆる労働力不足や生産性向上の近代化の立ちおくれ、あるいは生産及び流通段階のマスプロ化、あるいは大企業の圧迫、そういうような問題がどんどん出てきておりますし、さらには公害問題も、これは重要な問題として中小企業にとりましては何といえますか、公害問題に対処していく、そうして公害問題を処理していく、そういうような問題を克服していくという事は、非常に中小企業にとっては重要な問題になりつつあります。

さらに、現在、景気の引き締めが行なわれておりますけれども、これがますます何といえますか、景気引き締めの影響というものは中小企業のほうにどんなしわ寄せされてくる、そういうふうな情勢の中で、中小企業に対して実際どういうふうな政策を政府は進めていくのか。これは要するに、先ほど大臣から、税金の問題やら指導員の問題、あるいは海外投資等の問題についてもそれぞれ話がございましたけれども、いま、内外のいわゆる中小企業を取り巻く情勢というのは非常に苦しい情勢にあるわけでありまして、こういう点について基本的には大臣はどうお考えか、ちょっとお伺いをしておきたいと思ひます。

○政府委員(外山弘君) 中小企業を取り巻く環境の変化、つまり、内外諸情勢の非常に激しい変化というものは御指摘のとおりでございます。私もとしましては、これまでの成長過程を通じて、すぐれた適応を中小企業はしてきたと思ひますけれども、今日のような多岐にわたる困難な問題に直面されてまいりますと、なかなかそういう点についてもさらに一そうの今後の施策の強化

が大事である。私もとしましては、基本法の制定十周年というふうなこともあたりまして、一そうこれからの施策の充実につとめたいというところを考えておるわけでございます。

まず、基本的な方向の御指摘でございますが、私もとしましては、今後の進むべき方向という点について、長期的なビジョンを示すということから、先般、七〇年代において中小企業のあるべきビジョンというものを得るために、中小企業政策審議会に検討をお願いした結果、昨年八月に「七〇年代の中小企業のあり方と中小企業政策の方向について」と題する意見の具申をいただいたわけでございます。現在この方向に沿ひまして、政府としては、それが政策に反映するように適切なビジョンの提示のもとに計画的に施策を進めたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

具体的な方向といたしましては、ただいま御審議をいただいております基本法等の一部改正によりまして、中小企業の定義の改定を初めといたしまして、先般御審議をいただきました中小小売商業振興法案の制定、それから知識集約化を中心とする近代化促進法の新しい面への発展、あるいは中小企業の資金需要にこたえるための金融の円滑化、こういったような施策を通じて、激しくかつきびしい経済環境の変化に適応していくという事を中小企業の側面から強力に援助していきたい、こう考えているわけでございます。

第二には、特に経営基盤が弱く、環境変化への適応が不十分と思われる小規模企業に對しては、大臣も先ほどおっしゃってられましたように、経営改善普及事業の大幅な拡充をはじめ、経営改善をはかります小企業に對し無担保、無保証、低利で貸し付ける小企業経営改善資金融資制度というふうな金融措置の拡充、あるいは税負担の一そうの軽減、こういったようなことをはかつてまいりたい、こう考えているわけでございます。

で、このような助成にも増しまして大切なことは、中小企業が製造業あるいは商業、サービス業というふうな別なく、どうしましてもその体質が脆弱でございます。したがって、経済の急激な変動に耐えにくいというふうな面があることでございまして、このような脆弱さを考えますと、中小企業政策として最も大切なことは、やはり中小企業の経営活動の安定をはかるということ、その成長の確保をはかるということ、そして、そのためにわが国の経済運営が安定成長の路線でいくということ、こういうことが一番大事であると思ひます。とりわけこの場合に、成長の内容が中小企業に有利に働くものになるようにしていくことが大切であるというふうに考えるわけでございますが、今後のわが国の経済成長の方向、産業構造のあるべき姿といったようなことを考えますと、これはやはり国民福祉の一そうの充実という方向と一致するわけでございますから、このよう

な観点で考えますと、いままでの大量生産あるいは大量消費という時代が終りまして、所得水準の上昇につれて消費の高級化、多様化というふうな現象が出てくると、これは中小企業の活動分野がそれ自体拡大するんではないか、そういう要因になるんではないか、こういうふうな認識を私どもは持つておるわけでございます。国民の要請と、中小企業の成長、発展という方向が基本的に一致しているんじゃないか、そういうふうな認識に立ちまして、私もとしましては、一そう中小企業をよい方向に誘導するというふうなことに努力をしてみたい。

で、直接の施策の充実をはかることもさることながら、国全体の政策に對して、それに對してもいろいろ注文をし、そういう経済政策全般の動きを踏まえて、私もとしましては中小企業の振興に懸命の努力を払つてまいりたい、こういう基本的な考え方で今後も考えてまいりたい、こう考えている次第でございます。

○峯山昭範君 先ほどの長官の話の中にも、中小企業の将来のあり方につきまして話がございましたが、その中で中小企業のあり方として、特に知識集約化が必要であると、こういうような話がございますけれども、中小企業の知識集約化というのは、実際、具体的にいましてどういふことなのか、ちょっと一べん具体的に伺ひしておきたい。

○政府委員(外山弘君) 知識集約化ということばは、産業構造審議会の答申の中で先般最も強く出たことばでございますが、まあ言つてみますれば、企業活動において知的な能力が最大限に発揮されるようになること、こういうふうな考えをわけでございます。その場合の知的な能力と申しますのは、研究の開発とかあるいはデザイン、あるいはマネージメント、こういったことのほか高度の経験、知識にささえられた技能の発揮といったようなことを含む広い意味のものと思つております。

知識集約型産業を育てるという場合、特に中小企業政策の見地から考えますと、その重点は研究、開発集約型産業と、あるいはファッショ型産業というふうな中核的な知識集約型産業を育てること、はもちろんでございますが、それだけではなく、広く個々の、個別の中小企業が知識集約的な分野を極めてその発展をはかっていく、こういうことも意味するのではないかと、こういうふうな考えをわけでございます。私もとしましては、今後、特にこういった方向を進めるための企業経営の重点でありますマーケティング能力を含む経営情報あるいは技術情報の収集処理体制、あるいは研究技術開発体制等の整備といったことに着目しまして、これらを政策的に助成するということになります。これを大事だろと思ひます。で、これがための施策も、振興事業団を通じていろいろ用意をしていくわけでございますが、そういうことを政策的に助成するような対象を知識集約型産業への移行といひますか、中小企業の知識集約化といひますか、そういったものを意味するのではないかと、こう考えている次第でございます。

○峯山昭範君 中小企業に對する現在の何という

か、世間のあれは非常にきびしいわけですね、実際問題。先ほどから何回も出ておりますが、最近の中小企業の実情というものを考えてみますと、景気の引き締めとか、また金融の引き締めとか、こういうものがありますと、もうすぐに中小企業にその余波がやってくるわけですね。たとえば今回の場合でもそうですが、今回の景気の引き締めがありますと、すぐ中小企業にその余波がやってくる。今回のたもとで市中銀行にお金がだぶついているときには、これは大企業も中小企業も含めて、きつめが行なわれると、今度は中小企業のはうのやつをばあつとこう締めつけていく。そういうぐあいに、何といひましても中小企業自身が信用力も乏しいです、いろいろな点から中小企業のはうが先に締められるわけでありまして、それ以上にはまた中小企業、もっとも零細な下請企業、そういうようなものを含めまして、今度は金融面だけではなくて、実際は、たとえば発注量を減少したり、また発注単価を切り下げられたり、だんだんしつ寄せは、大企業にはもうほとんどいかなで、零細な中小企業にしつ寄せられる。実際問題、大企業のクッションとか防波堤とか言われておりますけれども、そういうぐあいに、それが現在の実情じゃないかと私は思ふんです。

先般からの公定歩合の引き上げ等によりまして、先日新聞の報道によりますと、倒産の実情につきましても、特にこの八月は、一年九カ月ぶりに七百十九件で、倒産が少なかった、そういうぐあいに新聞でも報道されておりましたが、その中でも、九〇%以上が零細な中小企業であるということでありまして、最近の倒産状況と今後の見通しですね、こころの辺のところはどうですか。

○政府委員(外山弘君) 最近の動向をまとめて申し上げますと、まず四十七年の年間では、景気の上昇と金融緩和基調のもとで、総じて四十一年以来の低水準に推移したと思ひます。前年に比べまして件数、負債金額とも二、三割の減少を示して

おります。四十八年に入りまして、一月以降八月までの、これをトータルとして見ますと、大勢としては落ちついた動きを見せていたわけでございます。ここ数カ月、ただ御指摘のように、若干増加の傾向が見られることは事実でございますが、特殊な事情もございまして、件数では低水準に推移した前年同期をわずかに上回っているわけでございます。それから、負債金額でもやや上回っているというふうな状況かと思ひます。

ただ、最近のぼつぼつふえつつある倒産の特徴といひまして、原材料価格の上昇による採算割れ等の、いわゆるインフレ倒産といったようなことが若干心配でございます。で、建設業を中心としてやや増加の傾向が見られることは、御指摘のとおりでございます。ただ、全体の倒産件数に占めるこれらの割合というのは、まだ必ずしも多くないと思ひます。しかし、こういった傾向がぼつぼつ出てくるというところは、われわれとして注目しなければならぬ。今後の見通しにつきましても、金融引き締め強化ということがもう一つ加わると思ひます。で、原材料価格の高騰とその金融引き締め強化と、こういったものが続く中で、経営内容の悪化が進み、倒産が増加していくというこの懸念がございまして、私も、私どもとしましては今後の見通しを注意深く見守つていきたい、こう考へております次第でございます。

○山田昭範君 いまのは結局インフレ倒産、あるいは品不足のために倒産するという傾向があらわれてきています。数は少なくても、現実にはそういう具体的なばいんとした事例はないけれども、私どもが、私たちが先般から中小企業の皆さんと会つて、いろいろな相談を受けているのでありますけれども、実際問題、品不足による倒産ですね、塩化ビニールとか、セメントとか、鋼材とか、先般の商工委員会でも問題になりましたけれども、そういうようなものから始まって、いろいろななかまの物資に至るまで相当品不足という面が出てきています。こういうふうな実情というものは、やっぱり通産省としても、もっと具体的に乗り出

して調査をすべきじゃないかというのがまず一つ。それからもう一つは、調査をしないで、今度はそういうふうな中小企業の皆さんが、資材が不足しているために仕事に非常にやりにくい、あるいは倒産の寸前に追い込まれていると、そういうような場合に、たとえば通産省自身がそれぞれの通産局等に行つて具体的な相談を受ける、零細な企業や中小企業が相談に乗つてもらえるということについては考へてないのか、そういう点も含めてお伺ひしておきます。

○政府委員(外山弘君) 私どもとしましては、いろいろな全体的な統計の中で倒産の状況を見ていくわけでございますが、そのほかにも金融機関、政府系の三機関が貸し出し先について定期的に調査をするというふうなことも加へまして、いろいろな総合判断をしているわけでございます。個々の件につきまして、さらに詳しく追跡調査をするというふうなところまではなかなか至りませんけれども、ただ、全体としては、やはりもっと小口の倒産傾向がどういふところに問題を持っているかというふうなことも含めて調べなければならぬというところで、二、三年前からそういうことも重点的に予算を取りまして、調査を地域的にやっているわけでございます。いろいろなことを総合しながら、個別的な事情も加味しながら全体としての傾向をつかんでまいりたい、そして、その中で問題をつかんでいくということを今後も努力してまいりたい、こう考へるわけでございます。

それから、もう一つの御指摘でございますが、実際にそういうケースが起こつたときに、相談相手になるべき者が要るじゃないかと、こういう御指摘でございますが、これは実は、まだそれほど十分な活動が目に見えていないのかもしれないけれども、もう前から各通産局、あるいは都道府県にはそういう意味の中小企業相談所、あるいはそういった特別の機関と申しますか、窓口を設けた機関的なものもあるわけでございます。あるいは商工会議所にもそういう相談相手になる面もござ

います。今後、先ほど申しましたような懸念がある際でございますから、そういう窓口に対しても、もっとそういった相談を親切にやれるように、あるいは前向きにやれるように、私どもとしては今後指導を強化してまいりたい、こう考へる次第でございます。

○山田昭範君 この問題につきましては、私は実際問題として、中小企業の皆さん方が原材料の不足やあるいは人手離れ等によって、倒産とまではいかなくても、倒産の寸前まで至つていくという人たちが非常にたくさんいる。現実には見えておりませんが、これは相当あらゆる面です。手打つていかないと、これはたいへんなことになってくるんじゃないか。こういうぐあいに考へております。したがって、それぞれの通産局に対しまして、もしそういう相談があったら親切に相談に乗るようにしてもらいたい、これは要望しておきたいと思ひます。

さらに、中小企業の問題が出るたびに私は何回か申し上げてまいりましたけれども、中小企業のいわゆる行政強化といひますか、そういう点から考へましても、中小企業庁を中小企業省に昇格させると、この問題はますます何回か出てきた問題でございますけれども、そういうふうな構想が検討されているということも聞いたことがあるんですが、こころの辺のところは大変、どうですか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 中小企業省をつくるという発想は、田中総理にも、検討してみたらどうかという考へがございまして、私も総理からそういう意味の検討方を懇談的に話されたこともありまして、確かに中小企業政策を充実させるという意味において、中小企業省という考へることも非常に有益な、検討に値する重要な考へ方であると認識しております。

そこで、いま省内で、どうしたら中小企業政策を充実させることができるかという観点に立つて、独立の省をつくるかという考へ方、あるいは省をつくるかという考へ方に適切でないと思ひます、どういふ政策を現体制において行な

最近のように、金融引き締めがあらゆる面で強まっておりますと、中小企業の倒産が実際問題として、戦後の倒産が猛烈にあつたときみたいなことは無いと思ひますけれども、やはり最近ふえてきておることは確かでありますし、また、いままでと違つた意味での倒産というものも先ほどから出ておりますが、実際問題として倒産には、ほんとうに経営が苦しくなつてきて、またあるいは、外部的な要因でほんとうに経営が苦しくなつてきて倒産する場合と、そうじゃなくて、いわゆる計画倒産とか、便乗倒産とか、そういうようなものも何回かあるようであります。最近の新聞紙上でも、ある建設会社が計画倒産を行つたというような報道が出ておりました。

そこで、現行法によりますと、会社は、自己の

○政府委員(外山弘君) 現在の中小企業者の範圍でございますが、これは昭和三十八年に中小企業基本法が制定されました。それによつて定められられているわけでございまして、それまでいろいろな法律で不統一に規定されていたということを、統一的な基準としてあらためて示したわけでございます。その後、わが国經濟の高度の成長に伴います。

するに、これをやることによりまして、いままで五千万円であった、それが一億円のいわゆる中堅企業が中小企業の範囲に入ってくる。そのことによりまして、たとえば中小企業金融というふうな面で、いままで零細な企業に振り向けられておりました資金、そういうようなものが、いわゆる小零細企業が圧迫されて、そして中堅企業のほうに

りたい、こう考えている次第でございます。

○**峯山昭範君** 長官の言うことをよう聞いておりますと、確かに私はそういうふうないろんな制度で零細な企業、あるいは何というか、そういう中堅企業以外の小さな企業が非常に保護されるように思っていますがね。しかし実際は、私はこの今回

の法律改正によりまして、やっぱり中堅企業が相
当進出してくる、こういう中小企業の金融のワ
クの中にですね。たとえば信用の保証の問題一つに
しても、これはもう格段の開きがあるわけであ
り、貸すほうにしましては、やっぱり五千万円以
上一億の間の会社というのは相当しっかりしてい
るわけだし、信用保証という問題から考えましても、貸すほうにしましては安心して貸せると私は
思うのですよね。

そういう点からいいますと、具体的には、いま
長官から話ございましたけれどもね、そういうふ
うな一つ一つに対しての具体的な歯どめは私はない
と思うんです、実際問題として。したがって
、長官が先ほど十分な行政指導とおっしゃって
おりましたけれども、このところはほんとうに
本気になって取り組んでいただかないと、これは
今回の法律改正によって小零細企業がかえって圧
迫をされる、そして非常に、いままでは以上にや
りにくくなる、こういうことじゃないかと私は思う
のです。この辺のところについては、再度
もつと企業庁としての基本的な考え方、そして今後
のこういう面についての対策、そういう面につい
て本気で取り組んでいただきたいと思いますので
が、これはどうですか。

○政府委員(外山弘君) 先ほど政府系三機関に対
する指導と申しましたが、ただ口先だけの指導で
はいけないわけでございます、私もとしまして
は、今般は例年よりも若干の伸び率をふやすと
いうふうなことで、定義の改正にたえるだけの
ワクの増加ということの配慮はしているわけでござ
います。しかし、実際問題として、それが今回
算入されるような企業に全部使われてしまふ、な
おかつ、はみ出してしまふというふうなことも
あります。御指摘のような問題点がまさに生
じてくるわけでございます。そういう点は十分
今後も考えてまいりますが、同時に、ワクの問題
が不足であるならば、やはり何としてもその点を
拡大する方向で努力をしなければいけない、こう
考えるわけでございまして、今後機会を見てそ

ういった点についての努力は引き続きやってま
いりたい、こう考えるわけでございます。

それからもう一つは、実行上はたして小企業が
圧迫されるような貸し出しになっていないかどうか
というところが問題でございます。この辺は、これ
らの機関が従来にも増して小規模企業に対する融
資ワク並びに融資の実行ということについての配
慮が、実行上あらわれているかどうかということ
を常に監督してまいりたい。で、いろいろな中小
企業行政の中で、やはり小規模企業層にだけだ
けのカバレッジがあるかということ、私としては
常に、不断に注意しながら、先ほど御指摘のよ
うな問題がないように計らってまいりたい、こう考
える次第でございます。

○山崎昭範君 それでは、その点は特に真剣に取
り組んでいただきたいと思います。

そこで、今回の基本法改正の中で、先ほど説明
ございましたけれども、さらにもう一点お伺いし
ておきたいのでありますが、今回の改正は、資本
金の金額の基準を五千万円から一億に引き上げ
たわけでありまして、これは昭和三十五年の工業統
計によりますと、従業員数三百人で見ると資本金
規模では大体五千万円以下、こういううまいに
なっておったものが、昭和四十四年の工業統計で
は、それが約一億円以下になっていまして、こうい
うことらしいんですけれども、この考えでいきま
すと、従業員数三百人というものが中小企業の基準
になっている、こういうように、私は思うんです
が、この従業員三百人という問題ですね、これが
中小企業の基本、まあ基準になるのかどうかとい
う問題が一つです。

それからもう一つは、今回の改正では、いわゆ
る製造業などの場合五千万円から一億円に引き上
げられた。しかし、従業員の基準につきまして
は、ここにも表にございますように、現行どおり
となっておりまして、いわゆる従業員の基準につ
いては、これは変える必要はないのかどうか、こ
ういう点についてはどうですか。

○政府委員(外山弘君) まず、従業員の三百人、
従業員数規模を三百人としている理由でございま
す。製造業の資本金基準の引き上げについては、
ただいま御指摘がございましたように、従業員数
規模を基礎としておるわけでございます。したが
いまして、今回の改定にあたっては、従業員数基
準は三百人のまま据え置きまして、結局、基本法
制定時の従業員数規模を結果として基準としたこ
とになるわけでございます。

では、基本法制定時に従業員数三百人というの
を基準としたのはどういう理由であるかというこ
とになるわけでございます。基本法制定時以前
に中小企業者として助成対象とされていた企業を
最大限基本法における中小企業者として取り込む
ために、当時、中小企業者の定義として使われて
おりました最大の従業員数規模である三百人を採
用したという現実論がございまして、基本
法制定時以前に、中小企業者等協同組合法等におき
まして、中小企業者の定義の基準として、従業員
数三百人以下といった点が採用されております。
したがって、三百人という数字に実定法上の
根拠があったというふうなことが理由として言え
るかと思っております。

それでは、今回この従業員基準を引き上げない
理由はどういうことかということの御指摘ござ
います。で、基本法制定以来十年の間、三百人以
下を中小企業としてきていたわけでございませ
が、今回、この三百人という基準が適切であるか
どうかということを検討したわけでございませ
ます。まず第一に、三百人を境とする企業間の生産性
あるいは賃金水準といったものにおける格差を見
た場合に、基本法制定時の三十八年と最近時点と
ではほとんど変わりが無いというふうな数字が
出ております。

それからもう一つの比較としまして、一企業当
たりの平均従業員数を三百人を境として比較して
みましても、基本法制定時と最近時点とはほとん
ど変わりが無い。三百人という基準の総体的な大
きさに変化がないということが示されたわけでござ
います。

それから三番目には、生産性とか賃金水準の数
字を従業員規模別に詳しく見ますと、その格差
は、確かに大規模の企業群から小規模の企業群へ
と連続的にあらわれてくる、これは事実でござい
ます。で、格差の大幅な断層を示す従業員規模、
すなわち、現行の三百人に積極的に代替すべき従
業員規模を逆に見ますと、特にあらためて統計的
に別の数字が見出されない、つまり、三百人に
かわって統計的な断層がはつきり出てくるような数
字がないというふうなことももう一つ理由になる
かと思っております。

こういって点を考えますと、行政の継続性ある
いは安定性等の理由から積極的な理由がない限
り、従来の基準を採用することのほうが望ましい
のではないかと、こういうふうな判断で、現行の三
百人という基準を維持すべしというふうな結論
で、法案を提出している次第でございます。

○山崎昭範君 それでは、もう一点お伺いして
きたいと思いますが、この中小企業の定義の中
で、工業、それから運送業その他の業種、いわゆ
る製造業ですね。この製造業等の場合と、それ
から商業、サービス業の場合とは相当これは基準
が異なっておりますが、たとえば資本金三千万
円で従業員二百人の企業の場合、製造業では中小
企業になりますけれども、商業の場合には中小企
業に入らない、こういうふうな現行の製造業等の場
合、資本金の基準五千万円、従業員基準三百人
で、それから商業、サービス業の場合には、資本
金の基準が一千万円、それから従業員の基準が五
十人と、こういう基準になっておったわけであり
ますが、この商業のほうのこういうふうな基準で
すね、これは一体どういうあれで定められたの
か、この点もちょっとお伺いしておきたいと思
います。

○政府委員(外山弘君) まず、基本法制定時に製
造業等における中小企業者の現行の定義が定めら
れた根拠は、先ほど申し上げましたような理由で
三百人という数字がとられたわけでございま

て、資本金基準を五千万円以下としたのは、三十五年の法人企業統計によりますと、製造業等については従業員数三百人に平均的に見合う資本金額がほぼ五千万円であるということによるものでございます。

次に、当時、商業、サービス業における中小企業者の現行の定義が定められた根拠は、大体以下のとおりだったと思います。まず、資本金基準を一千万円以下としたのは、基本法制定時に中小企業者として助成対象とされていた企業を最大限取り込むために、当時、中小企業者の定義として使われておりました最大の資本金規模である一千万円をまず採用したということ。そして基本法制定時に以前に、中小企業等協同組合法等において、中小企業者の定義の基準として資本金規模一千万円以下が採用されておりました、実定法上の根拠があったということ、これも製造業と同様でございます。で、従業員数を五十人以下としたのは、この昭和三十五年の法人企業統計によりますと、商業、サービス業については一千万円のはうを基準にいたしますと、これに平均的に見合う従業員数がほぼ五十人であるということがその根拠であったというふうに考えます。

○釜山昭範君　そうしますと、基準の定め方が基本的には逆ですね、それではんとうにいいのかどうかということについて、私は非常に疑問を感じておられます。たとえば中小企業の場合、融資を受ける場合でも何でも、製造業と商業との間にそんなに格差が設けられていいのかどうか。たとえばお金を借りる、資金を調達する、その一つの問題についても、要するに、中小企業の保護政策というものは、いわゆる零細な企業を保護するために信用力やいろいろな問題を補完すると、そういうような立場でもあるわけですから、そういう点、考えてみますと、現実の問題として、たとえば現行の法律でいいますと、この製造業の場合はたとえば四千万円、まあ、五千万円以下ならこれは中小企業対策の保護を受けられる、そうになっているわけですね。そうしますと、商業のほうは今度

はそうはいかぬわけですね。これは一千万円以下ですから、もうほんとうにこれはわずかな金額の範囲内まで、こういうぐあいになってくるわけでありまして、これでは、ちょっとおかしいんじゃないかと、そういうことを感じるわけです。実際問題として、企業が融資を受けるような場合には、その資産あるいはその資本規模、そういうものがあるのがやっぱり根本になるわけですね。そういう点から考えましても、こちら辺のところはもうちょっと考え直す必要があるんじゃないかというところを私は感じるわけです。

それから、もしその差が、こういうぐあいに差を設けなくちゃいけないというのであるとすれば、今度はまた、製造業そのものの中にも商業、サービス業とはとど変わらないようなものもあるんじゃないかと、製造業そのものの中にもいろいろな差が設けられてしかるべきじゃないか、こういうぐあいに考えるわけですが、これも、こういう点についてはどうお考えですか。

○政府委員(外山弘君)　先ほどから申し上げましたように、製造業と商業のそれぞれの定義が、当時の実定法上の根拠、あるいは実問題として、中小企業政策の対象となつていた範囲を広くとらえるというふうな限度において採用されておりました。それがその後の情勢変化の中で、やはり人数のほうは製造業については正しいと、適切であるというふうな判断に立ち、また、卸売業について、その後、商業の中で別扱いすべきであるというふうな判断に立つて今回のような改正を御提案申し上げておられるわけでございます。総体として見た場合に、確かに商業、特に卸売業、小売業と製造業というふうな区別は私にはあると思えます。ただ、そういう区別をするならば、なぜ製造業のほうをもっと細分化しないのかというふうな御指摘でございます。

この辺はまた、ほんとうに中小企業者の持っている問題を的確にとらえるということになりますと、それぞれの業種ごとにやはり中小企業者の中、小企業性問題、中小企業問題というものを

いる範囲はどれだけであるかというものを具体的に判断すべきかもしれません。業種によってそれぞれの層は若干ずつ違うだろうと思えます。しかし、その辺をまた精細にやっておりますと、法的な簡明性と申しますか、明白性と申しますか、そういう点もなかなか問題になってまいります。

もちろん、業種によりましては、著しくそういった点が問題になるような場合に、個別法規でそういった例外を設けております。そういう例はございますけれども、基本法の定義の基本的考え方といたしましては、大きく業態面の違う製造業と卸売業と小売業というふうに分けてまして、そして、製造業の中で業種ごとにいろいろな問題が層によって違うということが一般論から割り切れない面があれば、それを個別の法規で若干でも修正するというふうなことで、たとえば中小企業近代化促進法等におきましては、若干の業種についての例外を設けるといふふうなことをやっているわけでございます。

この辺、御指摘のような問題は、実態論としてはまことにごもっともな点であると思えます。ただ、法の基本的な定義、基準としての考え方、こういう点になりますと、やはりあるところで妥協した考え方で整理することのほうが妥当ではないかと、こういうふうに考えた次第でございます。

○釜山昭範君　それでは次に、中小企業の従業員の問題についてちょっと伺っておきたいと思

います。中小企業の従業員の問題につきましては、最近、非常に重要な問題になりつつあります。従来、これは、特に戦前でありましたが、零細な企業では、特に商業、サービス業、そういうようなものの従業員の魅力というのは、大体一定の年数勤務をいたしますと、のれん分けとか、そういうような形で独立することができた。店舗を、支店をほかに出すとか、そういうようなことができたわけでありまして、最近の地価の高騰あるいは建築費の上昇、まあ、いろいろな問題がたかさんありま

すが、そういうようなところから、特に、新しく店を開いたり、またのれん分けをしたり、そういうようなことがもう非常に困難になりつつありますね、現在の実情としましては、

そういう点から考えてみましても、中小企業の従業員に対する対策というのは、特にこれから重要になっていくんじゃないかと、私はそう思います。たとえば、福利厚生面の面一つにしまして、大企業の場合は非常に充実しているわけですね。そういう点から考えましても、中小零細企業にいままでほとんど就職していた人たちが、いわゆる中小零細企業に入るメリットというものがほとんどなくなつてきているわけです、現在の面です。そういう点から考えてみましても、従業員に対する長期的なビジョン、こういうようなものを、大企業の場合はいろいろな面で与えることができる。将来に対する希望というものを、中小企業は一体どういうぐあいに与えたいのか、そしてどういうぐあいに人材を求めたいのか、これは、非常にこれから零細企業あるいは中小企業にとっては重要な問題だと私は思

うんです。そこで、実際問題として、これをそのままに野放ししておきますと中小零細企業は非常に経営が苦しくなりますし、また、あるいはレベルの低下ということも来いたします。そういう点から考えましても、中小零細企業の従業員に対して、特に将来に対する大きな希望といえますか、そういうものを与えるために、あるいは中小零細企業に対する、そこに働いている従業員に対する長期的なビジョンを与えるために、これは政府として何らかの政策なり施策を施す必要があるんじゃないかと、こう思うんですが、こういう点についてはどうお考えか、ちょっと伺いしておきたいと思

います。○政府委員(外山弘君)　御指摘のように、従業員にビジョンを与え、そのいわば働きがい意識と申しますか、これを満足させるような魅力のある職場づくりをするということは、これからの中小

企業対策としてはきわめて必要なことと考えられます。

で、中小企業の場合、各種の意識調査というのをやってみても、自己の能力をフルに発揮できるとか、責任や権限のある仕事をまかせられるとか、こういった点から大企業に比して働きがいを感じるというふうなことがよく指摘されております。一方、賃金、退職金制度、休日数、企業内福祉等の面で大企業との間に少なからぬ格差が存在していることもまた事実でございます。で、私どもとしては、関係省庁とも協力いたしまして、中小企業のための各種の福祉関係施策の充実ということにとらめるとともに、中小企業がこれら福祉の充実をはかることができるような企業基盤をつくり出す、これがやはり基本である。そのために企業の生産性を向上させ、付加価値を高めるような、先ほどもお話が出ました知識集約化の方向に向かうこともその一つでございますが、そういった方向に中小企業を誘導していくことが肝要であるというふうに考えております。これが同時に、中小企業で働く人たちに對して働きがい意識を満足させるというふうな方向にもつながっていくのではないだろうか、こう考えている次第でございます。

○釜山昭範君 労働省ひとつ。——労働省、来ていますか。

○説明員(大坪健一郎君) 中小企業の労働者、従業員につきましては先生のお指摘のような問題がございますことは、私どももたいへん実は心を痛めておる問題でございます。

御承知のように、最近のわが国の経済のあり方に關連いたしまして、福祉重視という観点が非常に出てまいっております。労働省といたしましては、わが国の労働者の福祉を重点的に向上させていくという援助のための諸方策をいろいろ考えておりますが、週休二日制の実施でございますとか、あるいは定年制の延長でございますとか、あるいは勤労者の財産形成の制度でございますとか、あるいは中小企業の退職金を共済いたす制度

でございますとかいう各種の制度を現在実施いたしておりますが、先生の申されまじょうな中小企業の労働者につきましては、これらの制度を特に集中的に実施、援助いたしてまいるように現在施策を実施中でございます。

先生御指摘のように、なかなか中小企業の経営の実態等もございまして、十分浸透いたしておらないうらみもございまして、私どもはなお一そう努力をいたしまして、先生の申されまじょうに、中小企業の従業員の福祉向上に今後ともつとめてまいりたいと考えておる次第でございます。

○釜山昭範君 特に私は、先ほども申し上げましたが、現在の待遇そのものもあんまりいいことないのに、将来に対する希望といひますか——まあ、昔は相当のれん分けやいろんなものがあつたわけですから、それはそれなりにメリットがあつたわけですね。ところが実際問題、現実の問題としては、もうこれは先ほどちょっと話に出てまいりましたが、たとえば退職金制度の問題一つにしましても、やっぱり相当国のほうも応援をしてあげてもらいたいと思ひ、先ほど話がございました中小企業退職金共済事業団ですか、こゝでやっております退職金制度そのものにつきましても、まだまだ不十分じゃないか。

先ほど私、実は資料を調べみたんですが、たとえば契約者の平均掛け金が月千六百円ですが、それでこの千六百円の掛け金で支給される退職金は、勤続五年で、私の調査によりますと十一万二千三百四十円、十年で三十七万七千七百七十円、二十年で八十六万九千九百九十円と、四十七年度の一人当たり平均支給額は五万七千八百四十六円と、こういうぐあいになっておりました、非常に微々たるものでございますね。これについて国庫補助金も支給されておりますが、その率は最低掛け金額の、月額四百円ですか、四百円になっておりますね。スズメの涙と言つてもいいぐらい、非常に少ないわけでありまして、こういう点を考えてみま

しても、今後特にこの事業団による中小企業退職金制度というものをある面では大幅に拡充していく、こういうことも必要じゃないか。あるいは国庫補助金についても、公務員の共済組合の長期給付について一五%ですか、厚生年金については二〇%の例がありますんですが、こういう点から考えてみましても、先ほどの例からいひまして、たとえば月四百円ということでありまして、これは五%か一〇%なんですか。こういう点から考えましても、厚生年金も二〇%いつておるあれもあるわけですから、この国庫補助についても相当充実していくべきじゃないか、こういうぐあいに考えておりますんですが、こういう点ははどうですか。

○説明員(大坪健一郎君) ただいま先生の御指摘がございまして、たゞいま先生の御指摘のように、中小企業の退職金共済事業と申しますのは、中小企業における従業員の福祉と中小企業の繁栄を目的といたしまして、中小企業主が共同共済をいたしまして退職金を積み立てる、それに国が援助をいたしまして、一定の期間過ぎましたならば、定められた金額の退職金が退職した従業員に払われるという制度でございまして、基本的には互助制度になっております。現在、中小企業が実際に退職金制度を持っておりますところは、うたくさんはいませんけれども、規模が三十人から九十九人程度の中小企業で見ますと、大体いま先生の御指摘がございましたような程度の額の退職金が支給されておることになっておるわけでございます。

ういう点を含みまして、この制度の内容をもう一べん洗い直して検討をいたし、できれば非常に前向きの制度に改善をいたしたいと考えておる次第でございます。

○釜山昭範君 最後に、大臣にちょっと伺ひたいんですが、中小企業の従業員対策というのには、こういう中小企業、零細な企業で働く人たちの福利厚生といひますか、そういう点については、大臣担当ではないかもしれませんが、さういふ点について、こういう中小企業、零細な企業で働く従業員に対して、将来に對して大きな希望を与えて、そうしてそういう中小企業、零細企業のレベルの向上をはかつていくということは、私は非常に重要なことだと思ひますが、大臣は、この点についてどういふお考えを持っておきたいと思ひます。

○國務大臣(中曾根康弘君) 中小企業の従業員は、数からいひましても非常に多いと思ひますし、比較的若い青年たちがみんな就職してくるわけでございますが、そういう人たちが生きがいを感じ、日本に希望を持つというところは、政治としても非常に大事なファクターであるように思ひます。単に厚生施設がいいとかなんとかいう問題より以上に、やはり毎日の生活に生きがいを感じさせるという精神的要素も非常に大事な要素ではないかと私は思ひます。そういう意味において、一面において施設その他において充実をしていくと、同時に、その人たちの人生に対する希望や何かをかなえてやるような教育とか、あるいは誘導措置を社会教育その他の面でやはりやることがあると思ひます。向学心に富んだ青年もおりますし、いろいろそういう方もおるものにあらずという、そういう精神を持つて出てきている人たちがおりますから、その点は非常に大事であると思ひます。

しかし、だからといって、厚生施設あるいはそのほかの面においてやらなくていいというものじゃなくて、これはますますやる必要があると思

います。最近やはり、中小企業が地域的に結束いたしまして、労働者から補助金をいたいて、厚生施設をつくったり、あるいは文化施設や体育施設等をつくっておりまして、これは非常にいいことで私の郷里にもそういうものがございますから行ってみますと、非常に喜々としてプールで泳いだり何かしております。そういうようなことも私たちはさらに充実してやっていく必要があります。

もう一つ大事な点は、中小企業に入る人たちのかなりの者は、お店を持ちたいという希望が非常に多いと思います。八百屋さんへ入った、年を取つて自分で店を出したい、床屋さんへ入った、やっぱり自分で理髪店を出したい、そういう希望があるだろうと思ふんです。これは非常に大事なポイントでありまして、そういう新しい店を開業する、先ほどおっしゃいましたようにのれんを分けてもらうという、形は違ひでしょうけれども、そういう方向に進めるためには、金融やその他の面で国としてもかなり積極的に援助してやる必要がある、そういうように思います。

○**山田昭範君** ぜひともいま大臣から話がありましたように、中小零細企業が働く従業員の皆さんに、特にいま大臣おっしゃいましたように、若い青年が多いわけでございますし、こういう青年に少なくとも生きがいを与える、希望をかなえてあげるといふのは、今後われわれにとりまして重要な問題であると思ふので、そういう点にぜひとも力を入れていただきたいということを私は要望しまして、私の質問を終わります。

○**藤井恒男君** 最初に、大臣にお伺いいたしますが、私がいまさう指摘するまでもなく、わが国の経済は世界有数のものとなっております。新経済社会発展計画に描かれているような国民福祉の向上を求めて、財政主導型の経済経営を十分に行ない得るまでに到達しておるわけでありまして、この国民福祉を達成するには、これまで立ちおくれの見られた生活環境そのものを向上することがいままやきわめて緊急の課題となっておるわけでは

生活環境の施設の建設及び補修などに直接携わっているものがほとんど中小企業であるということも考慮するならば、福祉社会においてもますます中小企業の役割が重要であると思ふわけでありまして、最近における中小企業の置かれていた経済環境は、二回にわたる国際通貨調整その他非常にきびしい環境の中にあるわけでは、また、ややもすればさきの日米繊維交渉などに見られるように、国の経済政策による犠牲をしいられる、その犠牲を最も強く受けて損をするというのが、中小企業の置かれておる立場だと思ふんです。

こういった意味において、わが国経済に重要な地位を一面占めておりながら、また一面ではきびしい環境のもとにさらされているところの中小企業に対して強力な施策を推進しなければならぬ、予算あるいは行政機構の充実なども当然はかかっていかなければならぬわけなんですけれども、この点についてひとつ大臣のお考えをお聞きするわけですが、いままでの質疑の過程を通じて、この種の質問に対して大臣の御答弁は、予算は八百億であつて、遺憾ながら必ずしも十分ではない、あるいは細かい施策、すなわち経営あるいは税務指導、情報関係の伝達等においては、これを親切に行なわなければならぬわけであるが、それらの施策も微弱であるという御答弁が繰り返されておるわけですね。確かにそうだと思ふんですが、基本法が制定されて十年を経過しておるわけなんです。その間に、いまのような議論というのは毎年繰り返されてきたんじゃないだろうかというふうに思ふわけですね。したがって、過去十年を振り返り、しかも年々中小企業の置かれていた立場がきわめてきびしいという状況の中にあつて、抜本的にひとつ中小企業というものを直視して見る必要があるんじゃないだろうかという気がするんですが、この点についても少し突っ込んで大臣の御所見を最初にお伺いしたい。

○**國務大臣(中曾根康弘君)** 予算の額からすると、最近はいくらに伸び率からいへばいいようでありまして、しかし、それは過去があまりにも低

かつたために目に見えてくるという程度でありまして、中身を見ましたらまだまだ非常に弱いものであると思つております。

先ほど来申し上げましたように、零細企業に対する経営改善の指導、誘導、そういうような面において非常にまだ足りない面がございます。そういうような面で手足に使つておるものは、あるいは協同組合の中央会であるとか、あるいは商工会であるとか、あるいは商工会議所とか、そういう方々にいろいろ煩勞をお願いしておるわけでございますけれども、それらの中小企業に対する密着度というものを言いますと、必ずしも十全ではないと思ふます。また、府県には商工部とか商工課というものがございまして、市町村にもございまして、けれども、それはわれわれの力の足らざるところから、積極的に育成したり積極的に乗り込んでやるという意欲がまだ十分でないように思ひます。いろいろドル・ショックや何か起きた場合に、受け身でその事務を処理するということではできませんけれども、中小企業そのものを思つた親身のやり方がまだ十分でないと思ふのです。

これは、農業関係と比べてみると一目瞭然としておるのでございまして、経営改善普及という面については、農業の農事指導ということはかなり徹底しておりまして、技術の改善普及ということも進んでいるわけですね。しかし、中小企業について見ますと、これは各自各自の創意に期待する面がかなり多いために、そういう画一的な指導、誘導ができないというふうな感じがいたしますけれども、だからといって、そういう劣位のままに置いておいていいというものではございません。そういう意味において、多面的な指導力を発揮するような体制、われわれからすれば通産の指導行政の足腰づくりということが非常に大事だと思ふので

具体的には、これは商工会議所とか商工会とか、あるいは組合の中央会とか、そういうようないろいろな面に対して経営改善指導等に関する人

的強化、あるいはその方向に関する教育、啓蒙あるいは資金的な、あるいは情報的な、そういうあらゆる面についてやはり人とチャネルをもつと強化してやらなければならぬ、そういうように一番痛感しておるところでございます。こういうことをやれば、予算的にもかなりふえてくる面があると思ひます。

いままで、たとえば商工会議所あたりの経営指導員なんかは六万七万ぐらいしかもらつてないですね。それじゃいい人が来るはずがないわけですね。来年度予算で八万ぐらいに上げよう、次いで十万ぐらいに上げていこう、そういう希望を持っておりますけれども、それだけにしてもかなりの額が要るわけでございます、そういう面においてまだ非常に薄弱である、こう思ひます。

○**藤井恒男君** いま大臣がいみじくも、農業との対比において中小企業の施策というものが、どちらかといえば受け身であるということであつたわけですが、私もそれを痛切に感じておるのです。たとえば、グレイプフルーツが日本に入ってくる、あるいはオレンジの自由化が避けられないかもわからないぞという声があると、愛媛県などにおいては、夏ミカンなどはこれはだめだぞというところで、これを甘カンに切りかえるための指導が行なわれる。そのための農事法を一つ講習する、あるいは木の植えかえを現に始めている。非常に前向きにその産業を育成し、さらに安定せしめるという施策が講ぜられておるわけだけれども、中小企業の場合には、どちらかといへばもう個人の努力にまつ。倒産すれば資金を少し回すだけとか、こういうことに終始しておるようには思ひません。そういう意味で、前向きに中小企業を誘導する施策こそが中小企業に課せられた任務である、倒れかけたところに金を貸していくというのとは、ある姿をそのまま保存するというだけの行為であつて、たいしたものではないというふうに私は思つておるわけですから、どうかいまの点について、長官も十分留意して施策していただきたいと思ふわけですね。

その次に、もう一つ大臣にお伺いしておきますが、当面、中小企業者が最も関心を持っておられる問題は、現在の急激な、しかも広範な金融引き締めに伴う影響についてであらうと思ふのです。この数カ月の間に四度の公定歩合の引き上げがあり、また、その他預金準備率の引き上げ、最近はまだ予算面からこの締め付けが非常にきつくなつておる。これによつて一番被害をこうむつておるのが中小企業であらうと思ふのです。要するに、金融引き締めの浸透いかんによつては仮需要が減少する、在庫の放出なども行なわれる。これらが一時期に重なつてくると、きわめて短時間で需給のアンバランスを起す。そのことがさらに需給関係をいびつなものにして、企業をして倒産に追い込むといふことになるやうと思ふんです。数字的にも明らかにされておるわけですが、インフレの時期には塩ビなどに見られるやうに、生産物資が不足して、多くの中小企業は倒産する。このままでは金融引き締めという形で推移していけば、今度はデフレ倒産、年末にかけてこの種の思惑というものが中小企業の中にはびこつておるし、その思惑が思惑を生んで、さらに中小企業にとってはいへん苦しい環境を迎えつつあるといふやうに思ふわけですが、この面について大臣のお考えをお聞きしたいわけですが。

○国務大臣(中曾根康弘君) 中小企業のことしのお考えを聞いておきたい。
 〇藤井恒男君 長官にお伺いしますが、昭和三十八年に基本法が制定されて十年を経過したわけですが、この間の経済はまさに高度経済成長の時代であつて、規模の面でも、また構造の面でも大きな変貌を遂げてまいりました。こういった中で、中小企業もこの種の大きなうねりの中で、あるものは切り捨てられ、あるものはまた大企業の締めつけにもかかわらずこれに抗して、営々と努力を重ねておられるわけなんです。この種の問題も兼ねて大臣のお考えを聞いておきたい。
 〇藤井恒男君 長官にお伺いしますが、昭和三十八年に基本法が制定されて十年を経過したわけですが、この間の経済はまさに高度経済成長の時代であつて、規模の面でも、また構造の面でも大きな変貌を遂げてまいりました。こういった中で、中小企業もこの種の大きなうねりの中で、あるものは切り捨てられ、あるものはまた大企業の締めつけにもかかわらずこれに抗して、営々と努力を重ねておられるわけなんです。この種の問題も兼ねて大臣のお考えを聞いておきたい。

ねているのが中小企業の現状だと思ふわけですが、政府においては、こういった中小企業の置かれておる立場というものを重視をして、中小企業政策というものを、先ほども私に触れたわけですが、洗い直してみることがあると思ふんです。ところが、本法案では、中小企業基本法の一部を改正するという名のもとに範囲の改定のみにとどまつておる。これでは、中小企業基本法の改定ということの看板に対してはあまりにもお粗末じやないだらうかという気がします。この辺についてひとつ長官のお考えをお聞きしたいわけですが。
 同時に、先ほども質疑がありましたが、中小企業政策審議会などの場でよく知識集約化ということが出てまいります。率直に申して私は、この知識集約化ということがあまり理解できないわけなんです。先ほど長官は、中小企業の知識集約化、あるいは中小企業の知識集約産業への移行といふことについて、それは企業活動において知的な能力が最大限に生かされるものであるといふやうにお答えになつておたわけですが、何としても生きた企業を動かす場合に、いまの定義づけというものは字引きを引いたやうな感じがあつて、技術研究開発型、あるいはファッション型産業へ移行するんだといふこと、あるいは、知識集約の分野をすそ野を広げていくことが大切だといふやうには言われるわけですが、現実にはある中小企業といふものを、そのやうにおつしやる知識集約産業へ移行せしめるプロセスというものをどういふやうに考えておるんだらうか。先ほどもお話があつたやうに、たとえば税務処理一つにおいても、それがなじまないといふのが現在の中小企業、ことに中小零細企業の置かれておる実態である。そういう実態のもとに誘導していこうとする場合に、一体どういふやうに具体的に、広範な中小企業層を知識集約型の方へ持つていくのか、この辺について少しお伺いしたいと思ふわけですが。
 〇政府委員(外山弘君) 中小企業施策もこの十年の間に、時代の要請にこたえてずいぶんとその量を増してまいりましたし、また、多面的な内容を

加えてきているといふやうに考えます。ただ、今回は定義の改正だけに踏み切つておりまして、いま御指摘のような政策面でのいろいろな改正と申しますか、そういった点には法的には触れてないわけですが、これは現行の中小企業基本法による問題の把握と政策の方向づけといったものが条文を読みますと、きわめて視野の広い、弾力的なものとなつておると思ふます。したがって、表現のしかたは若干異なりまして、今回、中小企業政策審議会がいろいろな意見具申を提起しておりますが、現行基本法の範囲で十分カバーされるといふやうに考えたわけですが、もちろん具体的な施策の内容は、時代の要請によりましていろいろ加えていかなければならないと思ふます。しかし、法的には定義の改正だけで十分であるといふやうに考えた次第でございます。
 【委員長退席、理事鈴木弘君着席】
 その次に、知識集約化といふ内容でございますが、また、それに対する指導といふことと、現実に中小企業が当面している問題点との調整はどうするか、こういった御指摘でございます。確かに、知識集約化というのは一つの国民経済の示す方向でございますし、企業が新しいビジョンのもとに今後の努力すべき方向として、一つの正しい方向だと思ふますし、それに対して私どもが研究開発の助成とか、技術指導とか、あるいは情報提供とか、そういった点でできるだけの能力が拡大して、個別企業としても、知識集約化の分野の広くなる方向に企業が進展する、あるいは中小企業全体の構造がそういった知識集約型産業のウエイトが高くなるやうな方向にいくといふことを指導することが、私は長期の方向として非常に大事なことだと思ふます。
 したがって、そういった意味の助成を今後強化していかなければいけない、こう考えるわけですが、同時に、中小企業が先ほど申しましたやうに、本来持っている企業の脆弱性、體質的な弱さといふやうなことからくる問題

点は多々あるわけでございますし、それに伴います競争市場での不利な条件というものはいろいろな面であるわけでございます。そういった面での中小企業対策としての面、こういった面は、もう一つ非常に大事な問題としていまでもございまして、今後もあるわけでございます。

分野の調整の問題であるとか、金融上の不利の是正の問題であるとか、指導面での強化の問題とか、そういった不利の補正の問題を含めた指導が大事であると同時に、先ほども申しましたように、新しい方向づけの中で企業が努力をしていくその自助努力を有効に実らせるために、それを育てていくために施策の強化をするということ、こういった面も大事である。両方相まって中小企業の体質が全体としてよくなるように、私どもとしては業種、業態に応じたいろいろな考え方をとっていかねければならない。方向としては、ただそういった知識集約化の方向の助成、それからもう一つは、先生御指摘がございましたように、現実面での問題についてのこれは是正、こういった両方の面が必要である、こういうふうに考えるわけでございます。

○藤井恒男君 現実の問題として、基盤が脆弱な中小企業の中に知識集約化の分野を広めていくその自助努力というものが可能であるかどうか。ここで定義するところの資本金二、三千万円、従業員が四、五十人というような中小企業群がここにたくさん存在している。そうして、それが激しい競争の中に立たされておるわけです。個々の企業がいきまおっしゃるように、おのれの企業の中に自助努力によって知識集約の分野を広げていく、そういった発想がはたして適切であるか。むしろ、その自助努力も当然必要であるが、そういった中小企業群から離れた立場で、たとえば一つのセンターというようなものが設定されて、そこが代替するというような方向を導き出すほうがむしろ本来的じゃないか。ある姿をそのまま描き出しておるんじゃないだろうか。

先ほど大臣も言われた、たとえば税務処理の問題

一つにしても、おやじさんが昼間の労働のあと、それはなお自助努力によってもっと法律を勉強して、税務処理を行なうべきだということももちろん必要ではあるが、それを代行して、プーリして税務処理を行なうという方向性、そういったものがいま中小企業には必要であらうと思うわけなんだけど、その辺についてはどううにお考えでしょうか。

○政府委員(外山弘君) 中小企業も独立の企業でございまして、したがって、やはり時代の変化をよくとらえて、そして自助努力のもとにいろいろな施策を利用しながら、みずからの力で育っていくということが基本としては私は大事であらうと思います。ただ、そういったことが、たとえば御指摘のように、知識集約化の面でたくさん中小企業にそういうことをいってもから振りではないだろうか、こういうふうな御指摘であつたと思います。私自身もまだ勉強が不足でございまして、最近ここ二、三年間の推移の中で、たとえば国民金融公庫の窓口におけるいろいろな事例というふうなものをお耳にいたしますと、かなりいろいろな例がございまして、

で、製造業でも、あるいは販売業の面でもいろいろふうをしながら、従業員が七人とか十人とか、あるいは二十人とかその程度の企業でも、技術的な努力と、あるいはマーケティングの努力によりまして、格段のリードを他企業に対して示しているというふうな例も幾つかあるようでございます。そういった例がだんだんと普及していくことは、私は、これ自体いいことであると思えます。それがまたどの程度今後みな力になるような指標になるかどうかという点は、さらに勉強していかなければならないと思えますが、中小企業のはうがむしろそういった方向に動きやすいという面もその人たちは述べているようでございます。これは私は、希望を失わずに、やはりそういった面への努力は続けてもらわなければいけない、また、そういった面でも中小企業の中につつまな成果をあげるものが出てくることは、

それ自体非常に望ましいことであるというふうに考えるわけでございます。

しかし反面、多数の中小企業の業種、業態に応じていろいろございまして、やはり共通の問題点は、先ほど御指摘のように、自助努力というべくあまりにも脆弱である。その自助努力を呼び起こす力を施策の上で与えなければいけないというふうなものも多々あると思えます。そういったものに対して、やはり経営の安定というふうな角度からできるだけ手厚い助成ということも必要であると思えます。それは税務の面でも金融の面でも同様でございまして、そういった面では最近いろいろな中小企業施策も充実をはかつてまいりたいと、こう考えているわけでございまして、いろいろも、センターの設置という点は、まだ私もよく検討しておりませんが、先ほどのように、全体としてそういったみずからの力のない人のために代行をするということ、これも指導の一環だろうと思えます。記帳指導員とか経営指導員というものが、ある意味でそういった面の機能を果たしているのではないだろうか。対象にもよりますが、そういった人たちの経営指導なり記帳指導がそういった面も果たしつつあるのではないかと、こういうふうに考えるわけでございます。

○政府委員(原山義史君) 藤井先生の御指摘のよう、現在、主要産地四十産地でドル・ショック以後の緊急診断を実施しておりますが、この結果もほぼまとまりつつあるところでございます。それに基きまして、私どもとしても長期展望をしたいというふうに思っておりますが、いま出ているのを少し見てみましても、デザイン開発センターをつくりたい、あるいは技術開発センター、新製品の開発センターをつくって、企業の事業の転換を含めて乗り切っていきたいというふうな希望が、産地からもずいぶん出ておるようでございます。これらを私どもは、県あるいはいろいろの有識者等といまディスカッションしているところでございますが、それを得まして、この計画が出てまいりますと、中小企業振興事業団の援助

助を強力にやってみてまいりたいというふうに思っております。

○藤井恒男君 いま、長官と次長からそれぞれお話をありましたが、要するに、文章の上で出てくる、あるいは絵にかいたような中小企業と中小企業の実態というのは非常に違う。中小企業が一番密集しているのは大阪地域であらうと思うのだけども、たとえば堺なら堺に軒を並べている機械の製造中小企業群などを見ると、これはもうまさに企業が脆弱であつて、税務処理一つすらもたいへんなことだと、したがって、ある種の団体などはその税務処理を会費制によって行なう、それが非常に中小企業にとってはありがたい存在であるというふうなことになるわけでございます。

私はだから、金を貸してやるぞと、これも大切かわからぬけど、ほんとうに中小企業というものを育成していくとするなら、自助努力ももちろん大切で、中小企業それ自体がおんぶにだつたこと、これはこれは通らないわけなんだから。しかし、現実にはこの知識集約化の方向へ誘導しよう、あるいはいともと簡便な税務処理をやらうというふうなことになる、自助努力もさることながら、私はやっぱりセンター的なものを設置して、そこに豊富な人材を置いて、製品開発もあれば、あるいは経営指導も診断もあれば、その代行もある場合にはやるといふようなことが必要だと思えますので、先ほど御答弁にありましたように、センター設置の機運も高いということでございます。その面もあわせてひとつ今後の課題として御検討いただきたいと思います。

それから、本法によって規定されるところによれば、資本と従業員との関係がきわめて重要になるわけですが、この規定それ自体からいけば、極端な表現かも知れぬけど、資本が数十億、そして従業員は三百人以下ということも中小企業の範疇でありましようし、また、先ほど来申し上げておるような従業員七、八名のほんとうに脆弱な本来の零細企業も中小企業の範疇に入る。ことに最近、省力化ということがきわめて重要な課題なる

がゆえに、装置化された工場においては、従業員がどんどん減少して資本がふくらむという傾向にあるわけだ。こういったものをいわずに、一掃した形だ。しかも、国の予算というものが限られておるといふことになれば、勢い上位規模の中小企業に施策がシフトするということになる。ざるを得ない。客観的に見れば当然そうなるだろうというふうには思いますが、そういう面について、歯どめといいますが、何か具体的な施策があれば聞かせておいていただきたいと思います。

○政府委員(外山弘君) 今回の定義の改正にあたりましては、ただいま御指摘のようなことのないように、小規模事業者に対して十分施策の強化を拡充しております。またしていきなさいと、こういうふうな同時期に考えているわけでございます。

で、小規模企業対策といいたしましては、今回、経営改善をはかるための小企業に対し、低金利かつ無担保、無保証の特別融資制度を創設いたしましたわけでございます。また、経営改善普及事業についてその効果的な浸透をはかるために、指導員の大幅な増員と待遇改善、あるいは都市部における指導活動の充実といったような点に配慮をしているわけでございます。

また、小規模企業共済制度につきましても、先国会で成立しました改正法に基づきまして制度の拡充をいたしました。大幅に加入者の増加をはかるための運営費の補助をしております。

また、小規模企業の設備の近代化についても、近代化資金あるいは設備貸与について事業規模の拡大をする。

あるいは中小小売業についても、先般、大規模小売店に関する法案によりまして中小小売業者の競争力を強化するという半面、中小小売商業振興法の制定をはかるということ、この両方によりまして積極的な助成策を講ずるというふうなことをいたしました。診断指導事業についても、事業転換指導の新設、あるいは診断指導日数の増加等、小企業経営改善のための指導事業の拡充をはかっているわけでございます。

そのほか、中小企業振興事業団の工場共同化事業に対する融資ワクの拡大、あるいは国民金融公庫の一般融資の増大、そういった点の配慮もしております。税制上におきましても、個人事業主報酬制度の創設、あるいは中小同族会社の留保所得加算課税制度の緩和と、こういった点で税負担の軽減をはかる、こういった小規模企業者への配慮を特にいたしました。また、今後ともまいらなければならぬ、こう考えているわけでございます。

さらに、こういったことをやる反面、今回新たに算入する中小企業の中の上位企業、そういったものに資金が集中するということのないように、先ほども申し上げましたけれども、一つは資金ワクを拡大することも大事でございます。それから同時に、既存のいろいろな中小企業施策がどのようなカバレッジをもって、零細企業に対してどの引き継ぎの施策の充たが行なわれているかというところを不断に監視することも、一つの歯どめの行政指導体制かと存じます。そういった点を今後とも注視いたしまして、御指摘のような点が杞憂に終わるように私どもとしては努力をしております。

○藤井恒男君 産業政策局長がお見えですから、局長にお尋ねいたしますが、この景気の見通しについての問題です。

日銀では、八月二十八日に景気引き締めの対策として、第四次の公定歩合の引き上げ及び金融機関に対する預金準備率の引き上げの決定を行ないました。特に、公定歩合については六〇%から七〇%というふうな、一%というかつてない大幅な引き上げになっておるわけだ。この結果、公定歩合はわずか四カ月の間に二・七五%も引き上げられたわけだが、このことが、いろいろな因果関係があつたにせよ、早晩この金融引き締め効果があると思われる、浸透してくるというふうに見えるのは常識だろうと思うんです。私は先ほど思惑ということを申しましたが、ここで思惑が介入すると非常に混乱することになるわけですけど、

政策局長としてはこの景気引き締めの効果がいつあらわれてくるか、そのことによつて景気の鎮静化が行なわれるのはいつごろになるだろうと判断しておられるか、また長官には、この種の鎮静化がいずれはかられてくるわけですが、それに中小企業がどのように対応していくであろうか、その見通しを御所にお伺いしたいと思ふんです。

○政府委員(小松五郎君) たいへん微妙な問題でございますが、御案内のように、最近金融面では、銀行の貸し出し額の伸びが急速に低下しております。企業の手元流動性の圧縮も急速に進んでいるようでありまして、全般的に金融引き締めの効果が次第に浸透してきておるわけで、先ほど大臣からお話し申し上げましたように、繊維、ゴムその他の市況商品は最近に至りまして頭打ちのものとあり、また反落に転じたものもあり、全般的に次第に鎮静化のきざしをすでに見せ始めているかと思ひます。

今後どうなるだろうかということでございますが、この間の公定歩合の引き上げその他の金融引き締め措置だけでなく、公共事業の繰り延べ、建築投資の抑制などもこれから講ずるわけでございます。また、まだ日時が経過していませんので、現在の段階で具体的にいつどの水準まで景気が鎮静化するかというところは、見通しはきわめて困難でございます。現在の状態から総合勘案いたしまして、秋から年末ぐらいにかけては景気全体が鎮静化してくるのではないかと、このように私どもも期待いたしております。

○政府委員(外山弘君) ただいま全般の見通しを産業政策局長からお話ございましたが、私どももいたしましては、やはり最近の経済全般の動向が、金融面では銀行貸し出し額の伸びが低下している、企業の手元流動性が圧縮されているというなど、引き締めの効果が次第に浸透していくのではないかと、また実体経済面でも、一部の商品の市況が頭打ちないし反落に転じているというふうなことがすでに起こっているわけでございます。今後、中小企業の経済活動を含めまして、次第に

鎮静化の方向に向かつていくのではないかと考えるわけでございます。

その際、中小企業がたとえは短期的にはかの産業全体の中でどんな動向になるだろうかとか、あるいはその程度がどの程度著しいであろうかというふうな点は、私どもは今後最も気をつけて注意しなければならぬと思ひますが、また、平常のときでも年末金融というふうな点で問題のある時期でございます。そういった点をよく踏まえまして今後の動向を注意してまいりたい。いまのところ、いづれどんな現象になるだろうかというふうな見通しを的確に申し上げられる時期ではないかと存じますが、私どもとしては慎重に見守つてまいりたいと、こう考えている次第でございます。

○藤井恒男君 先ほどの質問にもありましたが、倒産件数が非常にふえておる。これは品不足による倒産もありまじやうし、インフレ倒産もありまじやうし、また、引き締めによる効果が現にあらわれたというふうなふいふなこともできると思ふんです。この種の倒産がある。そして、いま政策局長も言われたように、秋から四月にかけて鎮静化を期待しているということになる。そして長官もおっしゃったように、そうじゃなくても年末金融というのには非常に逼迫する。

同時に、この中小企業者がかかえ込んでおる原材料というのは、ことにこの秋冬物に対する原材料の仕入れ時期は最も物価が騰貴したときです。毛糸でもそうだし、あるいはその他の食料品等もそうだろうし、非常に物価が騰貴したときに原料を仕入れておる。そうしてそれを製品化して放出する時期、それが最も景気の鎮静化していく時期だと、金融が非常に逼迫する時期だということになると、私は、これから秋から冬にかけて倒産件数はさらに深刻なものを迎えることになるかと思ふんです。したがって、それらの見通しをつけた形で施策というものを準備しておかなければいけない。これはよくない準備ではありますけれども、現実にはそういうことにならなければいけません。現実にはそういうことがうかがえるわけな

んです、統計的にも。したがって、そのようなときにはどのような入力を考えておられるのか、準備があれば、あるいは考え方があられるなら聞かしておいてもらいたいと思います。

○政府委員(外山弘君) 御指摘のとおり、状況を私どもも懸念されているわけでございます。従来も、年末金融というふうなことで政府系三機関の貸し出しワクの増加を財政投融資上配慮をしましてまいっているわけでございますが、それが例年、十一月の初めに大蔵当局と相談をして話をきめるのが例でございます。私どもとしましては、今後の状況を注視しながら、やはり早めに手を打たなければいけない場合もあり得るというふうに考えまして、先ほど大臣からもお話がございましたが、状況を注視しながら、やはり年末の金融対策ということ現在の状況をプラスして考えながら、その規模、時期等について慎重に考えてまいりたい、そして、できるだけ結果を見通しながら早目に手を打っていき、こう考えている次第でございます。

○藤井恒男君 それじゃ、次の質問に移ります。金融引き締めがきびしくなるほどに、中小企業は金融機関から資金を調達することが困難になってくるわけですね。そういった意味において、中小企業には信用保証協会による保証機能が期待されるわけですが、申すまでもなく、中小企業についてはこの保証協会のフルの保証行為というものを期待しておられるわけですね、資料によれば昭和四十五年、四十六年、四十七年を通じて、保証申し込み金額に対して承諾の割合というのは九〇%をこえたことがないわけですね。したがって、この保証申し込みをしても一割はカットされるというのが現実になっておられるわけですね。統計的に見たら四十五年も四十六年も四十七年もそうなんです。これはどういうことになっておられるのか。件数別に見ると、なるほど九五%ぐらいはオーケー、承諾件数はあるわけですね。だから、カットされるのは五%ということになるんだけど、金額は、すべてこれはもう判で押したように統計的に

は一割カット。全部大体八八から八九%、三年間。何か大体一割はカットされるということになっておられるのか、その辺のところをちょっとお聞きしておきたい。

○政府委員(原山義史君) 確かに先生の御指摘どおり、件数におきましては、大体保証承諾割合が九五%ぐらいになっておりますが、この中には実はこの保証で認めている条件に合わないものがあるいは規模が大き過ぎたりするものも入っておりますので、そういうのは落とすかっこうに相なります。また、たとえば無担保保証を申し込みます際、実は普通保険のほうに相当するというふうなものは一応お断りして、普通保険に入ってもらおうというかっこうで落ちるかっこうに相なるわけでございます。また中には、非常にまれなケースでございますが、先般も新聞等にも出ましたけれども、幽霊会社を使って保証申し込みをするというふうなものがございますので、これらは厳にセレクトしなきゃいかぬというふうに思っております。でございます。

なお、申し込み件数は九五%ですが、金額では八八ないし八九というふうな状況になっている理由でございますが、本件につきましては、やはり先ほど申しましたように、実は、たとえば無担保保証を申し込みの際に、三百万円にしたらどうでしょうかと、実際は五、六百万円申し込んでおられるわけですが、無担保保証にする際に乗りますから、これは下げたらどうですかというふうな頭打ち制度によって落ちるものもかなりあるかと思えます。大体それが大半だろうと思えます。特に保証協会の窓口で、保証についてはむしろ金額を下げなさいというふうな指導を行なうということとは、きわめてまれなケースを除いては無いものかと私は思っております。私どもは思っておりますのでございます。

○藤井恒男君 まあ、皮肉なものの方見はしたくないわけだけど、先ほど言ったように、金額が四十五年も八九・四、四十六年も八九・五、四十七年の場合には八八・四、全くこれ同じ、動かぬわけだから、そういった不正な申し込みをするのが

大体一割おるといふふうなみなしはこれはできなくなるわけですね、結果的にですね。よく行政指導をして、協会が中小企業の役割に期待されておられるわけですから、的確に期待どおり機能するようにはひとつ御指導いただきたいと思っております。

次に、長官に三つの点合わせてお聞きいたしますが、本法は、中小企業施策の対象となる中小企業者の範囲を改めるために、中小企業基本法以下十八の法律の中の関連規定を改めようとするものでございますが、中小企業者の範囲の改定がどのような経緯をもって提出されたものであるか。

それから一つは、「七〇年代の中小企業あり方と中小企業政策の方向について」というのが、中小企業政策審議会から意見具申されておられるわけですが、要約するならば、中小企業の七〇年代におけるあり方というものは何であるか、どのようにつかんでおるか、その要約した点を聞かしてもらいたいと思っております。

それから、同じく中小企業政策審議会の意見具申は、七〇年代の中小企業政策全体の方向づけをすることをねらいとしたものでございまして、この法案で提案されているところの中小企業者の範囲の改定というのは、審議会から具申された七〇年代の中小企業政策全体の方向づけの中で、どれほどの位置づけを持つものか。先ほどちょっと御答弁に、本法によって、いわゆる範囲を改定することですべてでなれりというふうな御発言があったように私聞いておるんです。これは私の聞き間違いかも知れないです。そういう意味で、そういう意味での位置づけをどういうふうに考えておるか。

以上、三点まとめてひとつお答えいただきたいと思っております。

○政府委員(外山弘君) まず第一の、中小企業者の範囲の改定はどのような経緯で提案されるに至ったのかという点でございます。

現行の中小企業者の範囲は、昭和三十八年に中小企業基本法が制定されましたが、それまで各法律で不統一に規定されていた範囲について、統一

的な基準として示されたものでございました。その後、わが国経済の高度成長に伴いまして、特に製造業につきましては、企業の資本装備率の向上などによりまして、中小企業者の範囲を画する資本金規模と従業員規模との関係に変化が生じてきております。また、商業につきましても、卸売り業と小売り業との業態面の相違など、これら一括して定義することに對して疑問が強く出されてまいりましたのでございます。

私どもとしましては、中小企業者の定義の問題は、中小企業政策の対象範囲の決定という重要な問題でございますので、一昨年、七〇年代の中小企業問題の一環として、中小企業政策審議会の場で検討をお願いしたわけでございます。その結果、昨年八月にこの審議会から、「七〇年代の中小企業あり方と中小企業政策の方向について」の意見具申がなされ、その中でこの定義問題についての審議会の基本的な考え方が示され、私どもとしましてはその考え方に沿って改定案を作成し、今国会に提出したという経緯でございます。

次に、この意見具申の要点は何かということでございます。今回の意見具申の内容はなほ多岐にわたっておりますが、その要点と申しますと、以下の三点ということになるかと思えます。まず第一は、中小企業をめぐる情勢変化への対応策の提示でございます。この場合情勢変化とは、一つは国際化の進展でございます。それから一つは福祉社会への指向でございます。もう一つは環境問題の深刻化ということでございます。こういった情勢変化への対応策を提示するということが一つ。

それから第二は、最も基本的な対応策としての知識集約化ということについての分析でございます。それから第三には、中小企業政策の対象となる中小企業者の範囲の再検討。

この三点に要約されるかと思えます。ところで、この定義の改正というのは、中小企業政策全体の方向の中でどのような位置づけに

なっているのかという御指摘でございます。今回の中小企業政策審議会でございます。審議が行なわれますに至った契機の一つが、過去数年にわたり検討課題とされた中小企業者の範囲の見直しを行なうことであつたわけでございまして、このため意見具申では、特に「中小企業政策の対象」と題する一章が設けられております。そして、詳細な検討を行なっているわけでございします。意見具申の全体的な考え方の中で、中小企業者の範囲の改定がいかに位置づけられているかという点については、私どもとしては次のように考えているわけでございます。

すなわち、意見具申の趣旨は、中小企業問題を経済社会情勢全体の変化の中でとらえ、中小企業を取り巻く現下の状況を過去の状況と比較しつつ、将来あるべき方向を提示することである、今回の中小企業者の範囲の改定は、過去十年間の経済規模の拡大等中小企業をめぐる情勢の変化とこれに対応した中小企業の業態面等における変化、たとえば資本装備率の向上等でございますが、等を勘案しつつ中小企業政策の対象範囲を見直すことである、こういうこととございまして、言ってみますれば、将来へ向かつての提言をなすための前提と、こういう問題意識としてこの定義の問題をとらえているのではないだろうか、こういうふうな位置づけとして定義の問題が扱われている、こういうふうに考える次第でございます。

○藤井恒男君 それではその次に、これもたびたび議論されておることで、中小企業者の定義の中で資本金額の基準と従業員数の基準、これを私は、やはりいままでの議論の経過を踏まえた場合においてもなお現在、これを「かつ」とするのではなく、「または」にすべきであろうと思うわけですが、内容的なものはもう議論済みだから重複を避けますが、この点について資本金額と従業員数の関係を、「または」を「かつ」に今後変えていくというふうな考えはあるのかないのか。この当分はやはり「または」でいくのだということなるのか、あるいは再度これは検討していくのか、

か、その辺のところを聞かしてもらいたいと思ひます。

○政府委員(外山弘君) 現行の中小企業者の定義におきまして、資本金基準と従業員数基準とを「または」の関係に置いていた基本的な理由は、たとえば同じ工業の中でも資本多使用型の業種と労働多使用型の業種というふうなばらつきがあるという点を考えまして、これらに對してなすべく平等に中小企業施策の恩恵を与えようということを配慮したものでございします。一部の中小企業施策、主として団地協同組合等の組織化対策につきましては、資本金あるいは従業員数の上限を若干はみ出すような企業があることも考えのつて入っているかと思ひます。このように「または」を採用している結果、資本金ないし従業員数のいずれかが相当に大きい企業が中小企業施策の対象に入ってくるおそれがあるというところは御指摘のとおりでございます。が、反面、「かつ」にいたしますと、従業員数の小さい企業が自己資本の充実に努力した結果、中小企業施策の恩恵を受けられなくなってしまうといった不都合が生じます。

中小企業者の発展性を尊重するというたてまえから見ますと、前者のほうが弊害が少なく、というふうな感じがするわけでございします。また、資本金と従業員数の規模が極端に大きい企業につきましては、たとえば、中小企業金融公庫の融資等については、運用上対象から排除するというふうなことも配慮しております。で、現実問題として、現時点で「または」を用いた定義を、「かつ」ということで定義を変更いたしますと、現に、中小企業施策の恩恵を受けている相当数の企業が、突然、施策の対象からはずれるというふうなこともなくなりかねない。中小企業経営の安定を期するというところから見ても必ずしも適切ではないというふうな感じもいたします。そういうふうな事情もございしますので、当分は現行のままのほうがよいのではないだろうか、こういうふうに考えてお

るわけでございします。

○藤井恒男君 約束の時間が参りましたので、最後に、大臣にお伺いして私の質問を終わりたいと思ひます。

私は、今度の法律の改正の基本となつた問題は、いわゆる中小企業政策審議会からの意見具申に基づいたものであらうと思ひます。したがつて、この意見具申の要約は何かということを経官にお伺いしたところ、「七〇年代の中小企業の方と中小企業政策の方向について」というこの意見具申の要約は三点である。その三点というのは、情勢変化への対応、これは、国際化、福祉の対応、それから二番目が知識集約化、三番目が経済規模の変化に伴うところの範囲の改定、こういうふうな述べられました。

ところが、今回の本法においては、中小企業者の定義の改定のみにとどまつておるということについて、いささか私は不満を持つてゐます。むしろ、一番目の問題であるところの情勢変化への対応、あるいは二番目の知識集約化への対応といったものこそ緊急かつ重要な問題でなからうかと思ひます。そのうち、第三番目の範囲についてここで改定を試みられたわけですが、これについて、これまでの規模の定義を資本と従業員で区分するといふ域を出ていない。このことについても私は不満を持ちます。

こういった資本と従業員の規模によつて区分するといふことよりも、こういう外形的な量的な測面よりも、むしろ、もっと内的な面、すなわち中小企業それ自体の出荷額あるいは販売額、さらには収益性、こういったような中小企業の営業の動向を見定めるような指標というものをを用いて中小企業といふものを分類していくほうが正しいのではないだろうかという気がするんです。そういう面において私いささか、本法については賛成はいたしませんけど、不満な点があるわけでございまして、将来も展望して大臣の御所見を承りたいと思ひます。

○国務大臣(中曾根康弘君) 先般申し上げますように、中小企業に対する対策はまだ不十分であると考へております。先ほどの第一の対応の問題、あるいは知識集約化の問題についても、まあ、対応の問題については経営改善等を通じていろいろ努力もしておりますが、それでもまだまだ足りないと思つておりますし、知識集約化に至つてはまだまだ然たるものであつて、足を一歩踏み出しているというところも言いかねるものであると思ひます。それから、海外に對するいろいろな経済協力の援助等についても同じようなものであります。そういうような面、及び、いま御指摘になりました一億円というワケだけのものを片づける考え方ではなくて、収益性とかいろいろそういう問題がございします。そういう問題につきましても、この法案が通りましたらあらためて検討いたしまして、そうして、業態に應じたきめのかまか振興策を具体的に打ち立てていきたい、こう考へております。

○須藤五郎君 いまの藤井君の質問とやや似た内容の質問ですが、中小企業の範囲につきまして、今回の改正が最も妥当であるという根拠を持ていらつしやるなら、その根拠を示していただきたいという点、また、指標として資本金と従業員数の二つしか出ておりませんが、他の要素は考えなくとも十分だと、こういうふうに思つていられるのかどうか。

○政府委員(外山弘君) 今回の改定は、十年前にできました中小企業基本法の現在の定義を時代に合せて修正しているわけでございまして、その妥当性の根拠といたしましては、一つは、製造業につきまして、三百人基準ということがその後も変わりなく適切であるということ、そしてそれに対応する資本金基準は、従来の五千万ではなく、この十年間の変化の中で一億と算定されるということが一つでございします。それからもう一つは、商業、サービス業を一括して規定しております現行法に對しまして、その後の御売り業と小売業の違いといった業態面の差に注目いたしまし

て、そしてこれを抜き出して定義をするというところで、時代に合わせた修正をしたわけでございます。

で、資本金と従業員基準だけでやっているという点につきましては、確かに中小企業施策は、規模の大小だけで判断しているわけではなくて、対象の中小企業の問題性というところに注目して施策をはかるわけでございます。したがって、厳密にいいますと、もう少しいろいろな要素、たとえば、いま藤井先生も言われましたような要素も加味していろいろ考えるべき余地も大きいかと思ひます。ただ、法的に見ますと、あまり景気、不景気によって動く指標、あるいは個々の企業のいろいろな動きによって不安定になる指標、そういったものを法的な定義として規定することは必ずしも適切ではないのではないだろうか。で、法的な明白性と申しますか、あるいは安定性と申しますか、そういった点を見ますと、やはりこの従業員規模と資本金規模というものを一応の基準として規定することが法的には妥当ではないだろうか、こういうふうにご意見を伺います。

○須藤五郎君 私がいいたいのは、ただそれだけのことじゃない、いま中小企業が当面しておられる下請代金問題などがあると思うんです。この下請代金の支払い方法についても、一応考えていかなければならぬ問題だと思っておるんです。というのは、要するに、資本金の額によって中小企業とすることを決定するのではなく、また、その義務を与えていくのではなく、資本金のいかんにかかわらず、私は下請代金の支払いについてはこの法の中でやはり義務づけていく必要があるように思ふんですが、そういう点はお考えになつていらっしゃるんですか、どうですか。

○政府委員(原山義史君) 須藤先生御指摘のように、下請代金支払遅延等防止法は独占禁止法の特例法といえますが、そういうかっこうで制定されている法律でございまして、むしろ、下請関係を定型的にとらえて定型的に処理するというかっこうで成り立っている法律でございまして、そこで、

資本金の額だけではなくて、実質上、たとえば個人事業者でも非常に大きな企業があつて、資本金はない、實際上に下請関係が存在する場合もあるのかと思ひますが、これは、独占禁止法の中で直接問題にするというかっこうで処理していくことになつておるわけでございます。

○須藤五郎君 親企業と子企業の下請というような関係がありますが、それとあつて私は問題にしようと思つておるんですが、何も資本金が五千万円、一億以上が親企業でなくつて、親企業から下請、またその下請というふうな関係がたゞさんあるわけなんです。そういうことに対して一番困つておるのは、最も下のほうの孫といひますか、そういう辺が下請代金の支払いが一番困つておるのかといふこともやはり私は、この法改正の中で考慮していくべき問題ではないかと、こういうふうに思つておるんですが、そういう点は、あなたのいまおっしゃつたようなことと十分いけるというお考えなんですか、どうなんですか。

○政府委員(原山義史君) 先ほどの説明を補足して少し詳しくお話ししたいと思います。

資本金一千万円以下の事業者を規制対象にするというところにつきましては、親企業と下請事業者の間に取引上の力関係の差異がある、資本金の差が明白にある場合においては、資本金だけで明白にそれがわかるというふうなわけですから、定型的に処理するというふうになつておるわけでございしますが、中には、非常に小さい事業に対して、ちよつとそれより大きい事業がやはり下請関係を保持しておるというふうな事情もあるかと思ひます。こういう問題につきましては、実はもう一つ家内労働法という体系がございまして、家内労働法では下請代金支払遅延等防止法と同じ、あるいはそれ以上の規制を加えておりますので、家内労働法の対象として処理すべき問題が大部分あるのではないかと、このように思つておるところでございます。

○須藤五郎君 今回の改正によりまして、中小企

業の対象が広がることになると思ひますが、これによりまして、これまでの中小企業にどのような影響があるのか、何かメリットがあるのかどうかという点を伺ひたいと思ひます。

○政府委員(原山義史君) 今回の改正によりまして、工業方面においては約五百、卸売り業関係で三千五百ほど新しく中小企業として対象になるわけでございます。これらにつきましては、たとえば、新しく中小企業金融公庫の金融を受ける対象になるというふうなことになりますと、かえつてそれでは、小さいところがむしろ圧迫されてはね返されるのではないかと、こういうふうな御疑問だったかと思ひますが、これにつきましては、前にも私どもの長官から答えておりますように、そういう金融の上位シフトがないように十分考慮してまいりたいというふうに思つておるところでございます。なお、今回のこの措置とあわせまして、小規模に対して非常に意を用ひなきやいぬというふうなことで、新しく小企業経営改善資金という無担保、無保証の金融制度も本年度から発足したいというふうに考えておるところでございます。

〔理事 榎木亨弘君退席、委員長着席〕

○須藤五郎君 昨年八月八日付中政審の意見具申では、範囲の改正に際して、「施策量の確保」という項を設けまして「中小企業者の範囲が拡げられても、行財政面等の施策量がそれに伴つてふえなければ、全体としての施策効果が薄くなること」が懸念され、定義拡大の意味も失われることとなる。このため、定義の拡大に応じた施策量の確保に努めるべきである。また、同時に、定義の拡大は、現在の中小企業よりも上位規模の企業層を中小企業の範囲に取り込む結果をもたらすことにもなるので、とくに小規模企業施策の質量両面で拡充することにより、中小企業施策のいわば「上位シフト」を生じることのないよう、特別の配慮をすべきである。この点は、四十四年の意見具申でも、定義改訂に伴う問題点として強く指摘されたところであり、本審議会もあらためて強調してお

きたい。「こういうふうに施策量の拡大と上位に片寄らないように強調しておると思ひますが、この点について特に新しい施策を用意しておるかどうか伺つておきたいと思ひます。

また、来年度の概算要求ではどのように配慮されておるかどうか、この二点、お伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(原山義史君) まず中小金融公庫、国民公庫の資金量でございますが、四十六年、四十七年だけにどまらず、ここ数年、大体当初の計画で一八%増に組んでおるわけでございまして、本年度は、中小公庫については対前年一九%、一%ばかり余分に組んでございまして、それから国民公庫につきましては、例年の一八%に對しまして二一%増という金額を組んでございまして、なお、このこととあわせまして、年度末におきまして、もしこの定義の改正の結果資金量がふえるというふうな事態が明らかになれば、十分補正をいたしたいというふうに考えておるところでございます。

それから、先ほどもちよつと申し上げましたけれども、非常に小さい企業——工業については五人以下の従業員、商業、サービス業につきましては二人以下の非常に小規模な事業者に対しては、無担保、無保証の金融制度を創設したところでございまして、本年度は、三百億円の規模で発足したいと思ひ思つておるところでございますが、来年度におきましてはこれを三倍増、四倍増のぐうにまで持つていきたいというふうに思つて、大蔵省と交渉しているところでございまして、

○須藤五郎君 この今年度の新しい施策として、小企業経営改善資金金融制度というやつを考へていらっしゃるね。それで条件は無担保、無保証と、こういう条件でございしますが、しかし、實際上、金を借りようと思へばいろいろな条件がそのほかについておるわけなんですね。一つは、商工会経営指導員の指導を受けることという条件も一つありますね。それから商工会、商工会議所の推薦を受けること、それから百万円まで、ただし、

運転資金は五十万円と、こういうふうになってお
りますが、こういう条件らしくない条件といいま
すか、こういうことのために、実際は、無担保、
無保証でこういう零細業者が金を借りるというこ
とが非常に困難だということ、これは事実なん
ですね。これに対して政府はどういうふうに対処
するお考えでしょうか。実際に借りに行った場合
に、なかなかむずかしいという事は事実が示し
ておるわけなんですか。そこはどういうふうにし
ていこうとお考えですか。

○政府委員(原山義史君) 小企業経営改善資金融
資制度の創設につきましては、先生確かに御指摘
のとおり、小規模企業は経営内容が非常に不安定
で業歴が浅い。特に担保、信用力が乏しいとい
うような理由で、金融面ではきわめて困難な立場に
置かれておる。これを補完しなげなればぬという
意図が一つと、それから一方、現在小規模対策の
大きな柱といたしまして、商工会議所、商工会を
通じて経営改善普及事業というのを実施してあり
ますが、指導を受けた者に対する金融措置は必ず
しも十分じゃない。指導の効果はあがらないとい
うふうな事態もございまして、経営改善普及事
業の円滑な推進上、大きな問題になっておるこ
ろでございまして。このため、特に小規模事業者
に対して指導と金融の一体化をはかるということ
によりまして、経営改善普及事業の一その実効性
を確保すると同時に、小規模事業者の経営改善を
促進するということのために本制度を実施するこ
とになったわけでございます。したがって、本制度
の借入れにつきましましては、商工会、商工会議所
の推薦が条件になるという事は言うまでもない
ところでございまして。もともと、制度がそういう
趣旨で発足したわけでございますから、そういう
ことになるわけでございますが、なお、こまかい
手続につきましましてはできるだけ簡略にいたしまし
て、いやすくも手続の煩瑣に流れないように、私
どもは注意してまいりたいというふうに思ってお
るところでございます。

○須藤五郎君 この商工会、商工会議所の推薦を
受けようと思っても、大体ここにおる連中です
ね、推薦をする人たちはボスであるわけなんです
ね。それで、こういう実際に金に困っておる商工
業者が、小規模企業の人たちが金を借りに行つて
も、なかなか推薦をしないという事態が実際に
出ているわけなんですか。そうすると、せっかくそ
ういう金はあつても、こういう困った人たちはそ
の恩恵にあずかれない、金を借りられないとい
うのが今日の実情だと思ふのです。そこをどうい
うふうにしていったらいいかという点なんです。
政府は、そんなことには責任はないのだと、商工
会議所の推薦を受けていい、そうしたら金を出し
てやるということですか。それなら、金を出し
てやる、何だか片手落ちのような感じがしないでは
ないわけなんですか。それかどういふふうにしてい
くかということ。

○政府委員(原山義史君) 商工会、商工会議所の
経営指導は、商工会法たしか五六条だったと思
いますが、によつて規定されておる指導事業でござ
いまして、無差別平等に指導しなければならぬと
いうことは言うまでもないわけでございます。
いやしくもその地区のボスの方、ことばは悪
うございまして、意向に左右されて、指導をし
りしなかつたりということはないものと私もは
信じております。

そこで、この経営指導を受けた人に対して、さ
らにその経営指導を効果あらしめるために融資を
するというふうなかつこうに相なつておるわけ
でございます。このため一方に片寄つたり、ある
いはその情実にとらわれたりするようなことは、
厳重に注意してまいりたいというふうに思つてお
るところでございます。

○須藤五郎君 それじゃ今後、事実そういう問題
が起つたときは、政府として責任を持つて処置
をしていかれますか、どうですか。

○政府委員(原山義史君) この推薦につきま
しては、無差別平等に、情実にとらわれずにや
かなければならぬということ、十分通達によつ
て指示していきたいというふうに思つておるこ
ろでございます。

○須藤五郎君 まあ、事実そういうことがたくさ
んあるということだけは、やはりあなたの方として
も頭に置いておいてもらいたいと思ふのです。そ
れで、もしも政府が責任を持つてそれを処置して
いくということならば、商工会議所なり商工会で
解決しないときは、政府にどんどんと要求しま
いりますから、そのときはしかるべく処置をする
ということ、はつきりここで確約しておいてい
ただきたい。

○政府委員(原山義史君) 本制度はまだ実施して
おらないわけでございます。近くこの十月の中旬
からでも発足したいと思つて準備中でございます
が、先生御指摘のように、これはいやしくも情実
にとらわれたりするということがないよう、十分
通達上配慮してまいりたいと思ひますが、情実
にとらわれたりするような推薦があるというふう
なことが出てまいりますと、私も厳重に注意
してまいりたいというふうに思つておるこ
ろでございます。

○須藤五郎君 もう一つ、こういうことは今度の
法改正で考えにならなかつたんでしょか。事
業主の報酬制度の問題なんですか。これは常に大
蔵委員会におきましても問題になる点でござ
いまして、そこで政府はお考えにならなかつたの
か、なぜお考えにならなかつたかという点を承
りたいと思ひます。

○政府委員(原山義史君) 先生御指摘の点は、税
制上におけるこの事業主に対する企業所得税の控
除にあたる、いわば事業主報酬制度の実施とい
うふうなことかと思ひますが、それでよろござい
ますか。

○須藤五郎君 ええ。
○政府委員(原山義史君) この件につきま
しては、本年度から実施いたしておるところでござ
います。これは税法上の問題でございまして、基
本法の問題で直ちに関係あるという問題じゃない
というふうに思つておりますが、現在、事業主報
酬制度は実施間もない時期でございますが、これ

の普及につきましても、鋭意私も指導してまい
りたいというふうに思つておるこころでございま
す。

○須藤五郎君 今年度の概算要求の身でござ
いまして、通産省予算の中に占める中小企業対策費
の比率は、四十八年度が三〇%だったと思ふん
ですが、来年度は何%になるんでございませうか。
○政府委員(原山義史君) 来年度の中小企業関係
の概算要求につきましては、一応概算がまだ未決
定でございますので、これを保留しております。
それで概算分を両方から除いて考えますと、本年
度に対して来年度は、たしか五五%アップとい
うふうなかつこうで要求しているところございま
す。通産省全体が二五%アップでございますか
ら、その倍増程度のアップ率を考えているこ
ろでございます。

○須藤五郎君 比率においても来年度は今年度よ
りも上がると、こういうことですか。
○政府委員(原山義史君) 比率では当然大きく上
げるというふうなかつこうで組んでおります。

○須藤五郎君 東京商工興信所の調査によります
と、中小企業の倒産件数は、皮肉にも基本法制定
の翌三十九年より急増しておると、現在も依然と
して高水準になっておりますが、政府は中小企業
対策に万全を期すといふが、政府は中小企業
対策に万全を期すといふが、一体何が原因な
のか。どうしたら倒産をなくすることができ
るか。結局、政府の中小企業対策が、多数を占める諸
細業者にとつて日の当たらないものだ、こ
ういふことになるのではないかと思ふんですが、な
ぜ倒産が続くのか、どうしたら倒産を防ぐことが
できるのかということ、政府の施策としてひとつ
述べていただきたいと思ふんです。

○政府委員(原山義史君) 確かに先生御指摘のと
おり、倒産件数、負債一千万円以上の推移を見ま
すと、三十九年に四千二百二十二件、前年比二・四
倍の増勢を示しております。四十年代に入り
ましても、四十四年以降は比較的落ちついた動き
は示しているものの、三十年代に比べては非常に

大きいというふうな点、先生の御指摘のとおりでございませう。このような事情の背景には、一つは調査対象を従前から一貫して一千万円以上というふうにはしておいたものの、経済規模が拡大したというふうな点、それから企業間信用が増大したというふうなことから、対象件数が増加したというふうな傾向があるというところが第一点。

第二点では、倒産企業には比較的業歴の浅いというものが多くございませうが、近年非常に新設企業が多くなったという点のほか、手形交換所が非常に増設が進んだというふうなことで、これを捕捉すると、倒産件数を捕捉する能力が非常に出てきた、こういうふうなことも背景としてあらうかと思ひます。確かに先生御指摘のとおり、中小企業の倒産、特に小規模事業の倒産というものにつきましても、非常に心を尽くさなざるやならぬというふうな点、おっしゃるとおりでございませう。

で、今後とも金融面等各方面の施策を通じて、倒産がないように私ども心がけていきたいというふうな点、おっしゃるとおりでございませう。

○須藤五郎君 倒産をなくすためには、これから金融面を大いに拡大して、そしてワケを広げて、同時に私は、金融の条件をずっとゆるめていく以外に道はないと思ひますが、無担保、無保証以外に、無利子の融資をするというふうなことは考えていないんですか。そこまでするということは、実際の実績はあがらないと私は考えておりますが、その点はどういうふうにお考えでございませうか。

○政府委員(原山義史君) 今度の小企業経営改善資金の問題につきましては、特にそういう点を意を配って運用していききたい、先ほどの指導員の指導というふうなことも申し上げましたが、その指導につきましても、まあ経営の悪化、倒産状況に至る前に十分指導をしていく、それでまた金融につないでいくというふうな方向をとらしていきたいというふうな思ひでございませう。この資金を無利子にするというふうな先生の御指摘につきましては、私どもは小規模零細企業

といえども独立企業でございませうので、融資を行なった場合に何らかの金利を徴求するのは当然だというふうな考へておきまして、無利子貸し付けにすることは適当ではないというふうな考へておると思ひます。

それからもう一つ、金額として、先ほど御指摘もございませうが、百万円では非常に金額としては小さ過ぎるんじゃないかというふうな御指摘もございませうが、この点につきましても、来年度からはもっと金額を上げるように大蔵財務当局と交渉をいたしたいというふうな私どもは思ひておると思ひます。

○須藤五郎君 そうすると、来年度からも無担保、無保証ではいくけれども、無利子ということに考へていないと、こういうことでございませうか。

○政府委員(原山義史君) 先ほど申し上げましたような、やはり小規模企業といえども独立企業であるというふうなことを考へまして、この辺に対する融資を無利子とするというふうなことは、来年度以降も考へておりませう。

○須藤五郎君 それを、ひとつそのワケを突破しないと、ほんとうに零細な中小企業は救われないうち、やはり倒産はなくなるというふうな私には考へておるんです。政府の施策、いま現在考へていらつしやるようなことでは、今後ともやはり倒産はすつとふえていくという、ふえなくともやはり続いていくという感じがするわけなんです。だから、ぜひとも倒産というのをなくするような施策を政府としてはとっていく必要があると思ひます。

それからいま、融資が百万円では少ないからもっとふやすというふうな考へておられるとおしやいましたが、どの程度考へていらつしやるんですか。

○政府委員(原山義史君) 現在、大蔵省に対する予算要求として出しておる数字は二百万円でございませう。

○須藤五郎君 これはおかしい質問になります

が、一べん倒産して、それでそれっきりでもう立ち上がれない人もあるだろうが、倒産したものの、また努力によつて立ち上がるという例もあると思ひます。そういうことが数字で説明できますか。その立ち上がる場合には、政府としてどういう援助を与えていくんですか。

○政府委員(原山義史君) ここ十年間の数字を見ましても、中小企業の企業数はかえつて増加しております。そういう点から考へては、倒産した企業も、また特異の小回りやバイタリティーを使ひまして、再び戦列に参加するといふふうな企業も相当数あるんじゃないかというふうな私どもも思ひておると思ひますが、その辺に対するどういふ援助があるというふうな先生の御設問に對しましては、私どもこのたびの企業経営改善資金の運用につきましても、まあ先ほど御説明もございませうが、倒産にもいろいろ種類ございまして、人に非常に迷惑をかけたという計画倒産的な問題はこれは論外でございませうが、まじめにやつておきまして、まあやむを得ない事情で倒れた、再び浮き上がるといふものにつきましても、十分商工会議所、商工会の指導員の指導のもとに新しく出発するというふうな場合には、場合によれば現在の居住条件、事業の継続条件というものを緩和いたしまして、小企業経営改善資金の資金ワケにも入れ込んでまいりたいというふうなことを現在研究しておると思ひます。

○須藤五郎君 来年度の概算要求で見ますと、小企業経営改善資金で百二十億増になっております。振興事業団運営費で百二十億増が少し目立つ程度であります。抜本的なものがない。これでは小零細業者はいつまでも救われないうち、言わなければならぬと思ひます。中小小売商業振興法では、近代化資金八〇%まで無利子にしておる。絶えず倒産の危機に直面しておる小零細に対する融資、私は無担保、無保証はもちろ、無利子の融資制度を急いで実現しなければならぬと思ひます。その用意はないですか、どうですか。

○政府委員(原山義史君) 現在、無利子の融資制

度はないかというふうな点につきましても、中小企業振興事業団におきまして、たとえば、非常な零細事業者が集まつて、公書等からのがれるために工場アパートをつくるというふうな場合、あるいは零細事業者が寄り合い百貨店をつくるというふうな場合におきましては、これに対する無利子の貸し付けをするという制度がございませう。それから、先ほど先生の御指摘もございませうが、私どもも県と共同でやつております中小企業近代化施設、近代化資金につきましても、半額を無利子で貸し付けるといふふうな制度がございませう。しかし、これらにつきましても、いすれも政策的意図から出た制度でございませう。このういふ点につきましても、無利子の融資を一〇〇%、後者につきましても五〇%という分を無利子で持つというふうなかつこうにしてはおるわけではございませうが、一般的な制度として、小規模なるがゆえに無利子にするというふうな金融制度は、先ほど申し上げましたように私どもも考へていないと思ひます。

○須藤五郎君 次に、下請代金の問題で質問したいと思ひますが、下請代金支払遅延等防止法の運用状況を見ますと、申告の件数が四十二年に十二件、四十七年度に二件と非常に少ないわけではございませうが、これでは世間でいわれているように、さる法だといわれてもしかたがないんではないだろうか。一体どこに問題があるというふうにお考えになりますか。

○政府委員(原山義史君) 下請代金支払遅延等防止法の運用状況でございませうが、私どもは、公正取引委員会と共同して受け持ついろいろな調査をやつておるわけではございませうが、中小企業庁で四十七年四月から十二月まで九千八百七十一企業について調査いたしました。そのうちから違反の疑いがある企業大抵五百五十ほど抜き出して、立ち入り検査をやつた企業が二百四十二、それから、企業を呼びまして検査したというのが十六企業、それから、文書で警告を發したというのが百

七十企業で、合計四百二十八企業につきまして何らかの措置をとっておるわけでございます。このうち行政指導で大体片づきましたのが百三十二企業、それから、即時に企業の方で改善したのが百二十六企業でございます。確かに先生御指摘ありました、公正取引委員会から勧告するその前にわがほうから公正取引委員会に対して措置請求をしたというのは、四十七年におきましてはございませんが、その前に、大体、企業の方で非を認めまして直したというふうなことが相なっているわけでございます。

ただ、本件につきましては、確かに先生御指摘のとおり、大企業の方からだけ調べておりまして、いろいろやはり抜けるところがあるというふうな点、先生御指摘のとおりでございます。で、今後は、実際に中小企業のサイドからもこれを調べまして、違反のある場合はどしどし摘発し、特に悪質なものにつきましては公正取引委員会に措置請求し、場合によれば審判にまで持っていくというふうな措置をどんどんとっていききたいというふうに思っているところでございます。

○須藤五郎君 私は、この数を見まして、実はふしぎにたえないんですね。こんなばかげた数ではないと思っておりますし、また、そういうこともたびたび聞いておるわけなんです、だから、よほど政府がいまおっしゃったように上のほうだけの意見を聞くんじゃないに、やはり被害者であるほうの意見も聞き、そしてそれに強力に処置をしていくということが私は必要だと思ふんですが、これからそういうような方向でやっていただきたい。それでないやばい倒産にも関係してくることなんでしょうから、その点十分やってもらいたいと思ひます。いいですね。

○政府委員(原山義史君) 先生の御指摘のとおり、大企業サイドから大企業関係の下請を選んでもらってそれを調査するというふうなことがうただけでは、生きたなまの音が上がつてこないというふうな点、おっしゃるとおりだと思いますので、今後は広く対象を広げまして、実際になまの声を

どんどん聞いていくというふうなことがやってみようかと思つておるところでございます。

○須藤五郎君 白書によりまして、四十六年現在で製造業におきましては、下請中小企業は中小企業全体の五八%を占めており、下請問題はきわめて切実な問題だと思ひます。小零細になりますと、この比率はもっと上がります。しかも受注単価の決定のしかたを見ますと、四十七年度白書によりまして、親企業が決定する比率が一般下請企業で四八・五%、零細下請企業の場合になりまして、もっと大きくなって六九・五%、親企業の一時的決定がなされておるということがよくわかるわけなんです。このような実態をどう解決するのか、この点を伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(原山義史君) 確かに受注単価の決定を一方的に親企業が決定するというふうな傾向にあると思ひます。しかし、こういう点につきましては、私どもできれば親企業と下請企業とが一緒になりまして、たとえば下請振興組合をつくりまして、その振興計画の中にはつきり下請単価の決定事項を定めるなり、あるいは将来の受注量がかつてに減らしてはならないという協定を結ぶなり、そういうふうなことで親企業と子企業が、ともに平等の立場で繁栄していくというふうな計画をつくるというところでいくのが理想的だと、こういうふうな思つておられます。その指導をしているところでございますが、中にはなかなか下請振興組合に乗らない企業があるかと思ひます。そういう点につきましては、各県に置かれております下請振興協会の方面でいろいろ相談にあずかつて、そういう単価の決定等々につきましても、それにつきまして指導してもらつたというふうな体制をどんどんとつていただこうというふうな体制をうらに思つておるところでございます。

○須藤五郎君 これは名前をあげると差しつかえがありますから、名前はあげませんけれども、私の知つておるの下請企業をやつておる人があるわけですね。親企業は大きな大企業なんです。その人の話を聞きますと、下請をもらうのにまずたい

へんな努力が必要だ。相当な金を使い、そしてその衝に当たつておる人たちに、温泉へ連れて行くとか、飲み食いさせるとか、また贈りものをするとか非常な金がかかる、大体その下請企業の交際費というものは全部そういう方向に使われてしまつて非常に苦しいと、そうして上からはほとんど値段を値切られてくる、自分たちは生きていくことが非常にむずかしいんだという訴えを私は受けたことがあるんですね。

それともう一つは、下請業者が非常にいろいろなくふうをして、そして成績をあげるようになる、今度はその下請企業全部取つてしまつて、親企業が自分のところでそういう仕事を経営するようになつてしまふ、結局、自分のところは設備を入れて、そして研究した結果は全部親企業に取られてしまつて、自分たちはお手あげになつてしまふんだということを、私は知つておる人から聞いたことがあるんですが、政府は、そういうことは一向につかんないらっしゃいませんか、どうですか。

○政府委員(原山義史君) 確かに、親企業が一方的に単価を決定したり、先ほどおっしゃるやうに、せつかく下請企業が開発した商品をかつてに自分の商品として内製化しているというの、間々あるというふうなことも聞いておられます。こういう点につきましては不公正な取引方法でございますので、事実上即しまして、そういうことのないよう行政指導してまいりたい、親子とも指導してまいりたいというふうに思つております。

先ほども申し上げましたが、下請企業の組織化を進めることが何よりも肝要だというふうに思つておりますので、現在、事業協同組合につきまして、全国で九百くらゐ下請組合が結成されております。この下請組合を使ひまして、一つは、集団で親と交渉するというふうなことも場合によれば必要だというふうに思ひますので、そういう方向で、集団的にそういうことのないようにためていくということが一つの方法。それから第二に、先

ほども申し上げましたとおり、各県に置かれております下請振興協会で、親身になつてそういう問題にも相談してやるということが肝要かと思ひます。さらに最後に、問題があれば、どんなに独占禁止法あるいは下請代金支払遅延等防止法によつて摘発していくということが肝要かと思つておるところでございます。

○須藤五郎君 それはあなたのおっしゃるやうにいけばいいんですが、しかし、下請企業というのはあくまでも弱いわけなんです。そういうことをした場合に、親のところが仕事をやらぬぞといつてとめられてしまふ、これはゼロになつてしまふわけですね。倒産以外になつてしまふという結果がくるんですね。だから仕事をもらうためには、その大企業の係の人にはつけ届けをしたり、飲み食いさせたり、たいへんな金を使つてまでやはり注文をもらつてくるというのが現状なんです。そういう親企業と下請企業の力関係において、あなたのいうようなことが実際にやつていけるかどうかというところは、これは非常にむずかしいことだと思ふんですよ。だから、政府当局としてそれらに対してどういう対処をしていくかというところは、私は、よほどあなたたちが検討し、また、強力な態度をもって親企業に臨んでいく以外にこれは解決することのできない問題だと思ふんですが、政府は、どういう決意を持ってこういう事態に対処していくかというふうに考へていらつしやるか。どうなんですか、そこは。

○政府委員(原山義史君) 先ほど私、下請のほうでどんな問題があれば言つてきてもらつた、開かれた窓口になつてこの相談にあずかつていくと、そのために各県における下請振興協会あるいは中小企業庁、通産局いろいろな面で開かれた窓口になつて、そういう問題に対してお世話をするかつかうをとつていきたいというふうな気持ちで申し上げたわけでございますが、ただ、遺憾ながら下請企業者につきましては、お役所なり、たいへんことばは悪うございますが、そういうところに申

し込みますと、かえってあとで逆に、非常にこわいというふうな点もあるかと思ひます。なかなか言いたがらない傾向があることも事実だろつと思ひます。そういう体につきましては、だから私も、ただ開かれた窓口になりましてこれを受けていくというふうなことだけではなくて、先ほども申し上げましたように、むしろ下請業者個々に無差別的にも調査をいたしまして、違反がある企業に対してどしどし摘発していくということ、実際に摘発までいくというふうなかつこうで臨んでいく態度を示す必要があるかと思つてゐるところでございます。

○須藤五郎君 これはあなたも、非常にむずかしいといふことは認めていらつしやるとおりです。この下請契約文書を下請振興協会に届けさせると、これをやっても、もう親企業が、あいつはそんなことをしよるからやめちやえといふことでばつとけられれば、そのままになつてしまふのですね。このところを政府当局としてどういふふうに処置しようとするのか。それはもうどうにもならないといふことなのか、どうしたらいいんでしようか。実際に下請業者はこれに一番困つてゐるのです。通産大臣、これはもう処置がないのでしょうか、どうでしょうか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 処置がないといふことはありません。これはやはり下請のそういう苦情を商工会議所なりあるいは組合なり、あらゆる経路を通じてわれわれのところにつけてきてもらひまして、われわれのほうでその名前や何かを情勢によつては取得しながら親企業に注意を与えるとか、親の親を通じて警告をするとか、そういう事実上の指導力を発揮して、あらゆる努力を払つてそういう隠れてゐる不満や苦難を排除してやらなければいけない、そう思つております。それはすぐその場で即座に解決しなくても、何かの機会ですういふチャネルなり伝達の道は開いておいて、われわれとしては最大限の努力をしつつ、そういう問題をつかんでいかなければならぬ、そう思つております。

○須藤五郎君 現行法では、下請法が適用され、発注者が資本金一千万円以上の会社に限定されてゐることをなくして、すべての発注者に適用するようにするといふことが私は必要だと思ひます。事務的に複雑になつても、最低このことを実現すべきであると思ひます。また、零細業者の場合、親企業が圧倒的に一千万円以下のところが實際は多いことからいたしまして、現行法では零細業者は守れないと思ひます。この点について検討を加える用意があるかどうかを伺つておきたい。

○国務大臣(中曾根康弘君) 時代に適応していくといふ点から見ますと、お示しの点もこれは検討する必要があると思ひますので、よく検討してみます。

○須藤五郎君 最後に私、この法案の第十七条のところに、中小企業投資育成株式会社法といふのがあります。この中小企業投資育成株式会社と中小企業金融公庫との関係は一体どういふ関係なのか、私のためにちょっと聞かしておいてほしいのです。

○政府委員(原山義史君) 中小企業の投資育成会社は、中小企業の自己資本の充実を目途に、中小企業の中で将来伸びるべき企業を選びまして、これに対して投資してやる、投資し、将来はできれば上場を持っていきたいといふふうなことで、中小企業を援助するためにでき上がった会社でございます。三十八年十一月発足以来、四十八年三月まで新規投資が六百十八社ございまして、そのうち転換社債が二百二十四社ございまして、再投資が二百九十九社、合計百九十七億円の投資を行なつております。これは東京、大阪、名古屋の三社ございまして、中小企業投資育成株式会社法によつて設立された特殊の法人でございます。

そこで、中小企業金融公庫との関係はどうかといふ第二の御指摘でございますが、これは実は、中小企業金融公庫から投資育成会社に対する出資は、中小企業金融公庫を通じて国から行なつております。したがつて、中小企業金融公庫とは非常に密接な関係にある会社であるといふことがい

るわけでございますが、中小企業金融公庫の融資とこの投資育成会社における投資とうまくかみ合せて、中小企業の自己資本の充実をはかつていきたいといふふうに指導してゐるところでございます。

○須藤五郎君 そうすると、金融公庫は融資する会社であり、そして、このほうは投資する会社であるといふことですね。そうすると、この投資する会社の業績状態はどういふことなんですか。

○政府委員(原山義史君) 投資育成会社の発足は、三十八年十一月でございますが、先ほども申し上げましたように、いままでの新規投資額は六百十八社、再投資を含めまして百九十七億円の投資を行なつております。ただ、昨年度は異常な金融超緩慢によつて、若干実績は落ちております。しかし、本年度におきましては、非常に業績は回復してきつたところといふふうなところでございます。

そこで、これで投資育成した会社が実際に株式上場した例があるかといふことについて、成績をあげたかどうかといふふうな点でございますが、現在まで新しく上場した会社はございせん。それは一つは、上場基準が三億円に引き上げられたといふふうな点もございまして、なかなか小さい企業から自己資本を充実するといふのは時間がかかる問題でございますので、現在、上場基準に適用する会社は十社未満でございますが、数社ございまして、それを実際に上場するに至つたものはございせん。近く第一号を上場に持つていくといふふうな……失礼しました。近くと申し上げましたのを訂正いたします。八月末、第一号が上場いたしました。私先ほど、まだ上場したものはないと申し上げましたのを訂正させていただきます。八月末に第一号が上場いたしました。それから次、続いて大阪の方面にも、上場するところを持つていきたいといふふうな計画があるやに聞いておるところでございます。

○須藤五郎君 今度の改正案によりまして、「資本の額が一億円以下の株式会社であつて、その業

種に属する中小企業の健全な成長発展を図ることが産業構造の高度化又は産業の国際競争力の強化の促進に寄与すると認められる業種で」云々とあります。ところが、2の条項にいきますと、「会社は、前項第一号若しくは第二号の規定により新株を引き受ける場合において、当該引き受けに係る新株の発行後のその株式会社資本の額が三億円」と、それをこえた場合は引き受けてはならないといふことになつておるんですが、これですつと一億円といふのは、中小企業の上限のようには私は受け取つてきたわけですが、こうなると、新株募集して三億円以上になつたら引き受けてはならないといふ場合も、やはりこれは中小企業として認めていくのか、どういふことなんだろうといふ疑問が起るわけなんです。そこは、どういふふうな解釈をいつたらいいんでしょうか。

○政府委員(原山義史君) 中小企業の投資を育成するといふふうな点につきましては、一億円以下までにつきましては、新しい改正によりまして中小企業として取り扱つて、それ以上については大企業でございまして、新株を引き受けできないといふことに相なつてゐるわけでございますが、これによつて投資を育成しております。まあ、アフターフォローといひますか、一度だけやりましてあととは知らないといふふうなことであるといひますと、本来の目的は達成できないといふふうな見地から、三億円までは続いて再投資ができる、いわば仮卒業生対策といふふうな面では、これに対しての投資を行なはせるといふふうなことで、三億といふふうな線で一応切つておるわけでございますが、特殊の場合におきましては、通産大臣の認可を得て、それ以上につきましてもさらにアフターフォローする必要がある場合におきましては、認めてまいる場合もあるかと思つておるところでございます。

○須藤五郎君 何だか、そこらがあまりこゝろ融通が解釈によつていろいろどうもできるというよ

うな感じがしまして、私は項としておかしい感じがしたので質問したんですが、まあ時間がきたようですから、私、最後の質問をいたします。

四十七年度白書も認めておりますように、全事業所の八〇％強を占める小規模問題は、多数の問題点を持つておると思います。範囲の改正もさることながら、小零細業者の経営と生活を守ることこそ、中小企業問題の中心的課題であると思います。すでに明らかにいたしましたように、政府の小規模対策は、依然としてきわめて不十分と言わなければなりません。政府は、このような認識に立っているかどうかを確認しまして、私は質問を終わりたいと思いますが、最後の点、通産大臣から御答弁願います。

○国務大臣(中曾根康弘君) 先ほど来申し上げておりますように、中小企業対策、特に小規模零細企業に対する対策は、まだまだ不十分、不徹底でございまして、基本法の通過を機に、われわれはさらに充実していくように努力したいと思っております。

○委員長(佐田一郎君) ちょっと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(佐田一郎君) 速記をつけて。はかに御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(佐田一郎君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

中小企業者の範囲の改定等のための中小企業基本法等の一部を改正する法律案の問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(佐田一郎君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(佐田一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。本日はこれにて散会いたします。午後一時二十九分散会

九月十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、電設資材の確保に関する請願(第五三四号)(第五三五五号)(第五三五六号)(第五三五七号)(第五三三八号)(第五三五九号)(第五三六四号)(第五三七六号)

第五三四〇号 昭和四十八年八月三十一日受理
電設資材の確保に関する請願(二通)

請願者 愛媛県南宇和郡城辺町蓮乗寺九ノ二愛媛県電気工事工業組合南宇和支部内 橋本利雄外一名

紹介議員 堀本 宜実君
この請願の趣旨は、第五〇九二号と同じである。

第五三五五号 昭和四十八年九月一日受理
電設資材の確保に関する請願

請願者 長野市柳町一八長野県電気工事協力会内 山名明

紹介議員 木内 四郎君
この請願の趣旨は、第五〇九二号と同じである。

第五三五六号 昭和四十八年九月一日受理
電設資材の確保に関する請願

請願者 富山県高岡市伏木矢田三六四富山県電気工事工業組合内 田畑金作

紹介議員 杉原 一雄君
この請願の趣旨は、第五〇九二号と同じである。

第五三五七号 昭和四十八年九月一日受理

電設資材の確保に関する請願

請願者 富山県高岡市羽広二ノ四ノ二五富山県電気工事工業組合内 中尾信盛

紹介議員 橋 直治君
この請願の趣旨は、第五〇九二号と同じである。

第五三五八号 昭和四十八年九月一日受理
電設資材の確保に関する請願

請願者 長野県上田市中央一ノ七ノ二九東信電気工事業協同組合理事長 水沢和美

紹介議員 小山邦太郎君
この請願の趣旨は、第五〇九二号と同じである。

第五三五九号 昭和四十八年九月一日受理
電設資材の確保に関する請願

請願者 山口市中央二ノ四ノ一三山口県電気工事工業組合内 岡部廉

紹介議員 二木 謙吾君
この請願の趣旨は、第五〇九二号と同じである。

第五三六四号 昭和四十八年九月三日受理
電設資材の確保に関する請願

請願者 札幌市中央区大通東三ノ一永工ビル内北海道電気工事業工業組合理事長 木村悦郎

紹介議員 町村 金五君
この請願の趣旨は、第五〇九二号と同じである。

第五三七六号 昭和四十八年九月五日受理
電設資材の確保に関する請願

請願者 滋賀県草津市草津一ノ一〇ノ二五滋賀県電気工事工業組合内 清水平蔵

紹介議員 西村 関一君
この請願の趣旨は、第五〇九二号と同じである。

電設資材の確保に関する請願

電設資材の確保に関する請願

昭和四十八年十月十一日印刷

昭和四十八年十月十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局